巻 末 資 料

巻 末 資 料 目 次

<u>I</u> ‡	都市整備に関する基本的な計画	
1	国土計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190
2	土地利用基本計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
3	土地利用基本計画地域区分別面積	191
4	都市計画の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
5	都市計画区域・市街化区域一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
6	主な都市計画関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
7	都市計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	194
8	都市計画の種類及び決定区分一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	196
9	都市計画の決定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198
10	地域地区等の面積表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203
11	地域地区の種類 (主なもの)	204
12	用途地域による建築物の用途制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	206
13	東京都地籍調査実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	207
П #	都市の確実な安全と安心の確保	
<u> </u>	<u> </u>	208
2	不燃化特区制度と特定整備路線の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	210
3	地域危険度測定調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
4	第9回 総合危険度ランク図 ····································	211
5	避難場所・地区内残留地区・避難道路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	212
6	避難場所・地区内残留地区・避難道路の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	212
o o	ALABAMAT FOR TAXABLE ALABAMATATA	212
Ⅲ 匤	際競争力の強化等に資する都市の再生	
1	都市再生特別地区の都市計画決定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213
2	土地区画整理事業のあらまし	214
3	都内の公共施行土地区画整理事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
4	市街地再開発事業の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	218
5	都施行市街地再開発事業全体計画表	222
6	都市再生整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV ,	人・モノの交流ネットワークの機能強化	
1	羽田空港における国際線就航状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	224
2	流通業務市街地整備計画現況表	224

<u>7</u>	<i>7</i> †	央適な都市環境の形成	
	1	設定した優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ(令和2年) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	225
V	刀	皇築行政と開発規制	
	1	建築規制(建築基準法関係)の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226
	2	建築指導事務の所管範囲の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226
	3	東京都建築審査会開催取扱件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
	4	建築確認申請件数	227
	5	昇降機等の新規設置台数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
	6	建築物及び建築設備等の定期報告件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	228
	7	構造別着工建築物(床面積の合計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	228
	8	利用関係別着工新設住宅戸数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	228
	9	建築紛争内容別件数	229
	10	建設業許可件数(都知事許可分)	229
	11	建設工事紛争取扱件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	229
	12	行政処分等件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	229
	13	宅地造成工事規制区域の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	230
	14	大規模盛土造成地マップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	230
VII	関係	系機関等	

附属機関 …………………… 234

2

231

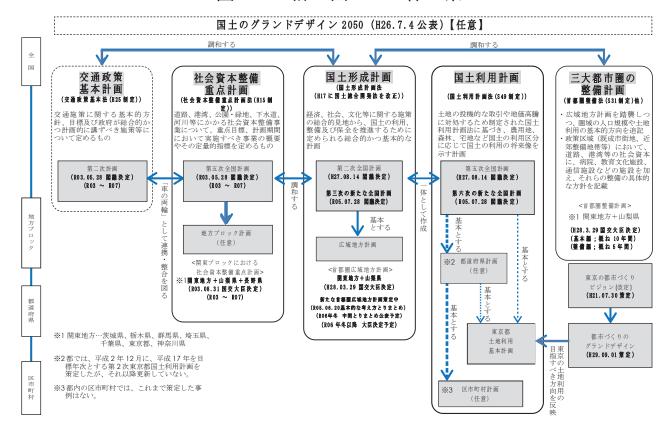
233

I 都市整備に関する基本的な計画

Ⅰ-1 国土計画の体系

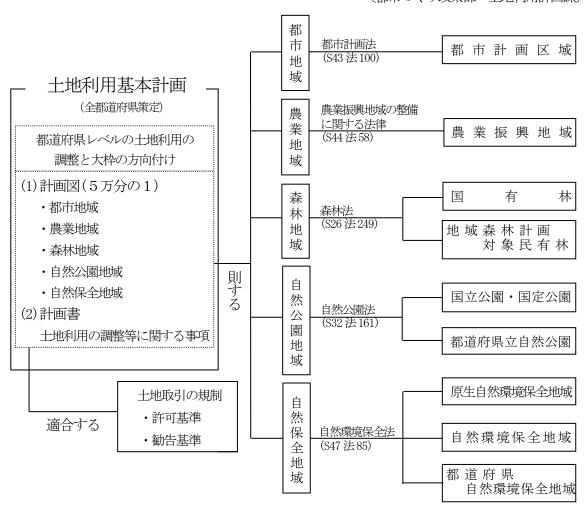
[都市づくり政策部 広域調整課]

国土計画の体系



I-2 土地利用基本計画の体系

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕



I-3 土地利用基本計画地域区分別面積

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕

(令和6年4月1日現在)

	区 分	(主な:	上地利用規	見制法)	面 積 (ha)	面 積(%)
	都 市 地	域(者		画 法)	174, 541	79. 3
五.	農業地域(原	農業振興地域	の整備に関	する法律)	13, 874	6. 3
	森林	地 域	(森林	法)	78, 547	35. 7
地	自然公	園 地 域	(自然公	園 法)	79, 886	36. 3
域	自然保全	地域(自	1 然環境	呆全法)	772	0.4
		i i	+		347, 620	
	白	地	地	域	3, 634	1. 7
	合			計	351, 254	
	都	上 地	面	積	219, 994	100. 0

- (注) 1 都土地面積は、令和6年1月現在の国土地理院が公表した資料による。
 - 2 五地域区分の面積は、各個別規制法担当課の資料による。
 - 3 白地地域の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。
 - 4 五地域は重複する部分があるため、計とは一致しない。
 - 5 面積(%)は、都土地面積中の各地域の割合を示すものである。

I − 4 都市計画の意義

〔都市づくり政策部 都市計画課〕

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

都市計画法の具体的な役割は、①都市計画のマスタープランに基づく一体的総合的な計画を定め、②区域区分及び開発許可制度により計画的な市街化を図るとともに、地域地区制による住居、商業、工業等の用途の適切な土地への配分や容積率の指定、建築確認等の規制を通して望ましい土地利用の実現を図り、③事業実施に支障を及ぼすような建築行為等の禁止、土地の先買い制度、事業用地の収用等により都市計画事業の円滑な推進を図るというものである。

都市計画は、住民の生活に大きな影響を及ぼすとともに、多くの行政機関と関係を有することから、都市計画 法では、都市計画の案の作成において、必要に応じて公聴会、説明会等を開催し、住民及び利害関係人の意見を 反映させること、都市計画の案の公告・縦覧を行い、住民及び利害関係人は意見書を提出できること、関係行政 機関との協議等を行わなければならないことを定め、さらに、都市計画審議会の議を経ることとしている(巻末 資料 I - 9参照)。

なお、都市計画決定に定める都市施設及び市街地開発事業のうち一定規模以上のものは、都市計画決定に当たり環境影響評価を実施しなければならない。環境影響評価法及び東京都環境影響評価条例により、①環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が事業者に代わって行い、②都市計画審議会において都市計画案の付議と併せて環境影響評価書の付議を行う、③環境影響評価の準備書の公告と都市計画案の公告及び環境影響評価書の公告と都市計画決定の告示を併せて行うこととされ、これにより環境への配慮を行っている。

I-5 都市計画区域·市街化区域一覧表

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕

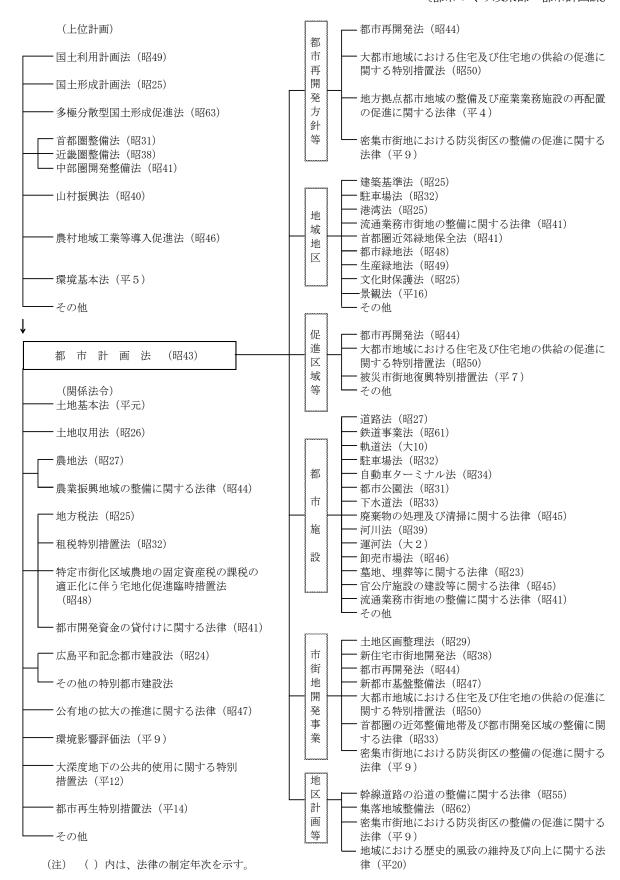
(令和6年4月1日現在)

1							-				. 1 .					(14 1110	— 1/1 I	1. / 111/
	市言	計画区:													化区域の	適		用
名			仦	年	月		□ ľ	央 定	平,	И Г)进	傾	(III)	面積	(ha)			
東		京 都市	計画	大正	11.	4. :	24	大正1	1.	4. 24		62,	240	5	8, 179		国区ほか2	22区
八	王	子	"	昭和	4.	3.	16	平成1	6.	6. 24	:	18,	631		8, 151	八王子	市	
立		Щ	"	昭和	14.	12.	23 I	诏和4	8. 1	1.20)	5,	325		4,239	立川市、	東大和市、	武蔵村山市
武	蔵	野	"	昭和	14.	1.	10 l	诏和4	2.	1. 1		1,	073		1,073	武蔵野	市	
三		鷹	"	昭和:	25.	11.	3	昭和2	5. 1	1. 3	:	1,	650		1,650	三鷹市	î	
府		中	"	昭和	14.	12.	23 I	昭和3	1. 1	2. 24	ŀ	2,	934		2,725	府中市	ĵ	
調		布	"	昭和	14.	12.	23 F	昭和1	4. 1	2. 23	;	2,	792		2,630	調布市	ī、狛江ī	
青		梅	"	昭和	14.	12.	23 I	昭和3	1. 1	2. 24	Ŀ	10,	326		2,233	青梅市	î	
昭		島	"	昭和:	29.	5.	1	平成2	7. 1	2. 1		1,	715		1,397	昭島市	î	
町		田	"	昭和	14.	3.	31	令和	2. 1	2. 1		7,	166		5,482	町田市	ĵ	
小	金	井	"	昭和:	33.	10.	1	昭和3	3. 1	0. 1		1,	133		1,133	小金井	=市	
日		野	"	昭和:	36.	8. 3	29 I	昭和3	6.	8. 29)	2,	753		2,244	日野市	ĵ	
小		平	"	昭和:	37.	10.	1	昭和4	8. 1	1.20)	2,	045		2,045	小平市	ĵ	
玉	分	寺	"	昭和:	39.	11.	3	昭和3	9. 1	1. 3	;	1,	148		1,148	国分寺	市	
東	村	山	"	昭和	17.	12.	22 I	昭和4	8. 1	1.20)	4,	028		3,995	東村山市	7、清瀬市、	東久留米市
国		立	"	昭和	42.	1.	1	昭和4	2.	1. 1			816		797	国立市	ĵ	
	東	京	"	昭和	42.	1.	1	平成1	6.	4. 22	:	1,	585		1,585	西東京	市	
福		生	"	昭和:								3,	698		2,224	福生市	、瑞穂町、	、羽村市
多			"	昭和:								3,	905		3,600	多摩市	ī、稲城ī	
秋		_	"	昭和								10,	142		1,529			日の出町
大			"	昭和								9,	115		_	大島町		
八		丈 /	"	昭和	48.	1.	5	令和	2. 1	1.20)	6,	955		_	八丈島	全域	
三		宅 /	"	昭和:	50.	8.	1	令和	2. 1	1. 20)	5,	548		_	三宅島	全域	
神		津	"	昭和:	50.	8.	1	令和	2. 1	1.20)	1,	855		_	神津島	 全域	
新		島	"	昭和:	50.	8.	1	令和	2. 1	1.20)	2,	330		_	新島全	2域	
小	笠		11	昭和	49.	4.	1	令和	2. 1	1. 20)	4,	409		_	父島及	び母島の	の各本島
	合		H										, 316	1	08,060			•
/ 2.3		₩# 		b		_		=1 +417 1-3					→ 七井 □田		THOFT			11111 1 7 7 11

(注) 都市計画区域面積は、「全国都道府県区市町村別面積調」(令和6年1月1日国土地理院)及びGISデータを参考に算出

I-6 主な都市計画関係法令

〔都市づくり政策部 都市計画課〕



I-7 都市計画の内容

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕

都市計画法の手続に従い定められる法定都市計画は、以下の11種類である。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) (法第6条の2)

都市計画区域については、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)を定めることとされており、また、都市計画区域に定められる都市計画は、当該都市計画区域マスタープランに即したものでなければならないとされている。

都市計画区域マスタープランには、①区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針を定めるものとし、②都市計画の目標並びに③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努める。

(2) 区域区分(法第7条)

都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域の区分を定める。市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。

(3) 都市再開発方針等(法第7条の2)

都市計画区域については、①都市再開発法の規定による都市再開発の方針、②大都市地域における住宅 及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による住宅市街地の開発整備の方針、③地方拠点都市 地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の規定による拠点業務市街地の開発整備の方 針並びに④密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による防災街区整備方針で必 要なものを都市計画に定めることができる。

また、都市計画区域に定められる都市計画は、都市再開発方針等に即したものでなければならないとされている。

(4) 地域地区(法第8条から第10条まで)

地域地区とは、都市における土地利用の全体像を示すもので、土地を住居地域、商業地域、工業地域など機能的に異なる地域・地区に区分し、建築物の用途、構造等を規制することにより、建築行為を誘導して、土地の合理的な利用を図るための制度である。基本的な地域地区として用途地域(13種類)がある。

(5) 促進区域(法第10条の2)

促進区域は、主として関係権利者による市街地の計画的な整備又は開発を促進する必要がある区域に定めることができる。土地所有者等に開発整備の努力義務を課し、一定期間内に実施されないときに、区市町村等の公的主体が権利者に代わって整備開発を実現する区域である。

促進区域は、市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域、住宅街区整備促進区域及び拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域の4種類がある。

(6) 遊休土地転換利用促進地区(法第10条の3)

遊休土地転換利用促進地区は、市街化区域内のおおむね5,000㎡以上の未利用の状態にある土地について、当該区域及び周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図る上で著しい支障となっている場合に指定することができ、当該土地についての効果的な土地利用転換、有効かつ適切な利用を促進するものである。

(7) 被災市街地復興推進地域(法第10条の4)

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地において、緊急かつ健全な復興を図る必要のある地域について指定することができる。指定地域においては、災害発生の日から起算して2年以内、具体的な復興計画が定められる日までの間、土地の形質の変更又は建築物の建築等が規制される。

(8) 都市施設(法第11条)

都市施設とは、道路、公園及び下水道等、円滑な都市活動、都市生活者の利便性向上、良好な都市環境の確保のために必要な施設であり、都市の骨格を成すものである。都市計画法では、都市施設のうち必要なものを都市計画として定めることができるとしている。

都市施設の都市計画は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めるとしている。

(9) 市街地開発事業 (法第12条)

市街地開発事業は、一定の区域について、公共施設と宅地、建築物等を総合的な計画に基づいて一体的に開発し、又は整備を行うものである。

7種類ある市街地開発事業のうち、都においては土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業の4種類を都市計画決定して施行している。

(10) 市街地開発事業等予定区域 (法第12条の2及び第12条の3)

全面買収方式により実施される市街地開発事業等において、事業の施行区域及び施行予定者等の計画の概要が固まった段階で都市計画として定めることができる。予定区域の計画は、大規模な面的開発事業等の適地を早い時期に確保するためのもので、計画が決定されると事業制限と同様の制限がかけられる。

当該予定区域の決定後、3年以内に都市計画決定を行い(法第12条の2第4項)、さらに、告示後2年 以内に事業認可又は承認の申請をしなければならない(法第60条の2第1項)。

(11) 地区計画等(法第12条の4から第12条の13まで)

地区計画等の都市計画は、一定のまとまりを持った地区において、地区施設、建築物の整備及び土地利用計画について、一体的、総合的に計画するものである。

地区計画等には、「地区計画」、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備地区計画」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上地区計画」、「幹線道路の沿道の整備に関する法律による沿道地区計画」及び「集落地域整備法による集落地区計画」の5種類がある。

地区計画等において定めることができる都市計画は、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針、主として街区内の居住者等の利用に供される細街路や、小公園等の地区施設、用途の制限・建蔽率等の建築物に関する事項及びその他の土地利用の制限に関する事項である。これらは、他の都市計画に定められている内容を前提とし、地区の特性と整備方針に応じてきめ細かい都市計画として、内容をより強化し、又は必要に応じて緩和を図ることによって、良好な市街地の形成又は保全を図るものである。

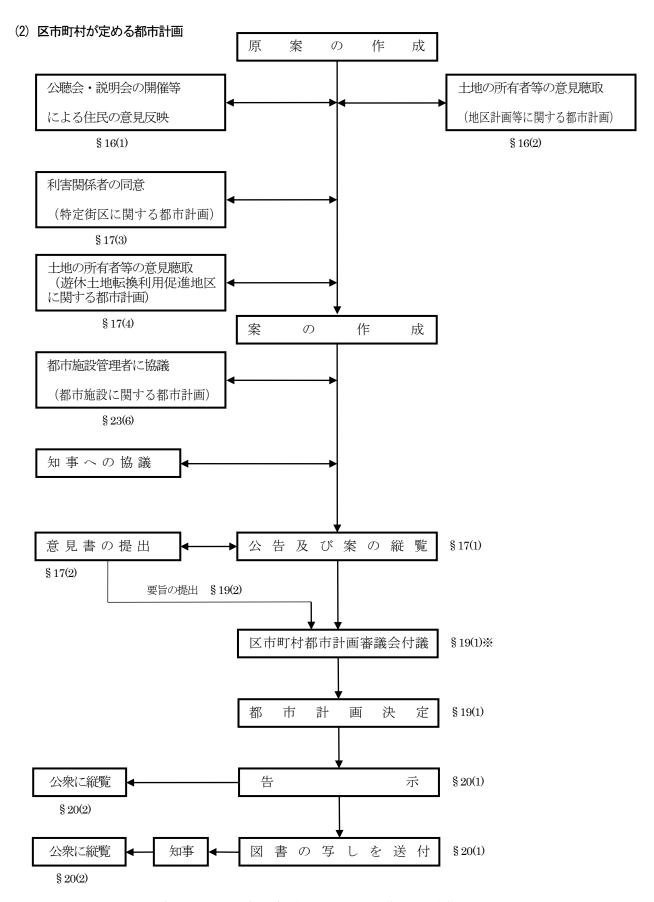
I-8 都市計画の種類及び決定区分一覧表

<u> </u>	8 都市計画の性類及び	人是四月	見衣	1		
		東京	都 決 定	区 市	町 村	決 定
者	部市計画の種類	◎は大臣□	司意を要す		(知事協議)	
		区部・多摩部	島しょ部		区部のみ都決定	島しょ部
都市	計画区域の整備、開発及び保全の方針	©	0			
	区分(市街化区域・市街化調整区域)	0	0			
	都市再開発の方針	0	0			
市再	住宅市街地の開発整備の方針	0	0			
都市再開発方針等	拠点業務市街地の開発整備の方針	0	0			
針等	防災街区整備方針	0	0			
地域地	城区域区区区区区区域区区域区区区区区域区区区区区域区区区区区域区区区区域区区	©	o	0000000 00000000	〇 〇 〇 1ha超 〇 〇	0000000 00000000
区	景 観 地地 地	○ 10tm以上で2以上の区式 ○ 国際開催名曲湾 ○ 及び国際地点相当湾 ○ 重要出 ○ ○	阿丼の図處はかたるもの 国際無導格告 及り国際地点持 を主要対 の の の の の の の の の の の の の	0		0
	禄 地 保 全 地 域 特 別 緑 地 保 全 地 区 禄 化 地 域 (近郊緑地特別保全地区)	② 2以上の窓計画中の窓場 ① 10ha以上で2以上の窓引	に分かるもの 町床の囚魔はかたるもの	0		0
	流 通 業 務 地 区 生 産 緑 地 地 区 伝統的建造物群保存地区 航空機騒音障害防止地区	0	0	0		0
促進区域	市街地再開発促進区域土地区画整理促進区域住宅街区整備促進区域城快点業務市街地整備土地区画整理促進区域			0000		0000
	休土地転換利用促進地区			0		0
都	災市街地復興推進地域 高速自動車国道・一般国道 都 道 府 県 の 路 下町村高 速 道他路路 路 その他の自動車専用道路	© 0 0	© © © ©	0		0
市	都 市 高 速 鉄 道 軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く。)	0	©	0		0
	駐 車 場			0		0
施	自動車 一般自動車ターミナル その他の自動車ターミナル			0		0
設	空港法第4条第1項第2号空港空港法第5条第1項に規定する地方管理空港港	O	O			
	一性 上 記 以 外 の空 港			0		0

		東京	都 決 定	区 市	町 村	決 定
者	『 市 計 画 の 種 類	◎は大臣同	司意を要す		(知事協議)	
		区部・多摩部	島しょ部		区部のみ都決定	島しょ部
	公 園 ・ 緑 地	10ha以上で 国が設置 10ha以上で 都首府県が設置	○ 10ha 以上で 国が設置 ○ 10ha 以上で 都道府県が設置	0		0
	広場	○ 10ha以上で国又は都道 府県が設置	○ 10ha以上で国攻は都道 府県が設置	0		0
	墓	○ 10ha 以上で国又は都道 府県が設置	○ 10ha 以上で国又は都道 府県が設置	0		0
	その他の公共空地 (運動場等)			0		0
	水 水道用水供給事業用道 上 記 以 外	0	0	0	0	0
都	電気・ガス供給施設			0	0	0
	流 域 下 水 道 公 共 下 水 道	○ ○2以上の区市町村の区域	はかたるもの	0	0	0
市	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場	_	_	0		0
	産業廃棄物処理施設上記以外の供給施設・処理施設	0	0	0		0
施	河 1 級 河 川 2 級 河 川 ・ 運 河 川 準 用 河 川 ・ 水 路	0	0	0		0
設	大学・高等専門学校 上記以外の学校 図書館・研究施設・教育文化施設 病院・保育所・医療施設・社会福祉施設 市場・と畜場 火			000000	0	000000
	一団地の住宅施設			0		0
	一 団 地 の 官 公 庁 施 設 一団地の都市安全確保拠点施設流 選 務 団 地 一団地の津波防災拠点市街地形成施設一団地の復興再生拠点市街地形成施設一団地の復興拠点市街地形成施設電 気 通 信 施 設 防風・防火・防水・防雪・防砂施設防 潮 施 設	© ○	© ○	0 000000		0 000000
市街地開発事業	土 地 医 整 期 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事	50ha超 国z/機関 又は 又は 公aha超 知道 報道時期 節行 日本 和前 和前 和前 和前 和前 和前 和前 和	S0ha超 Sz/機関 Jz Sz/機関 Jz Sz/機関 Jz Sz/k S	0000		0000
市等地開眾事場	新住宅市街地開発事業の予定区域 工業団地造成事業の予定区域 新都市基盤整備事業の予定区域 区域積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域 一団地の官公庁施設の予定区域	000	000	0		0
地区計画等油	地 区 計 画 (再開発等促進区を定めるもの) (開発整備促進区を定めるもの) 防災街区整備地区計画 路 道 地 区計画 画 (沿道再開発等促進区を定めるもの) 歴史的風致維持向上地区計画集 落 地 区 計 画			(O) (O) (O) (O) (O) (O)	(○3ha超) (○3ha超)	000000000000000000000000000000000000000

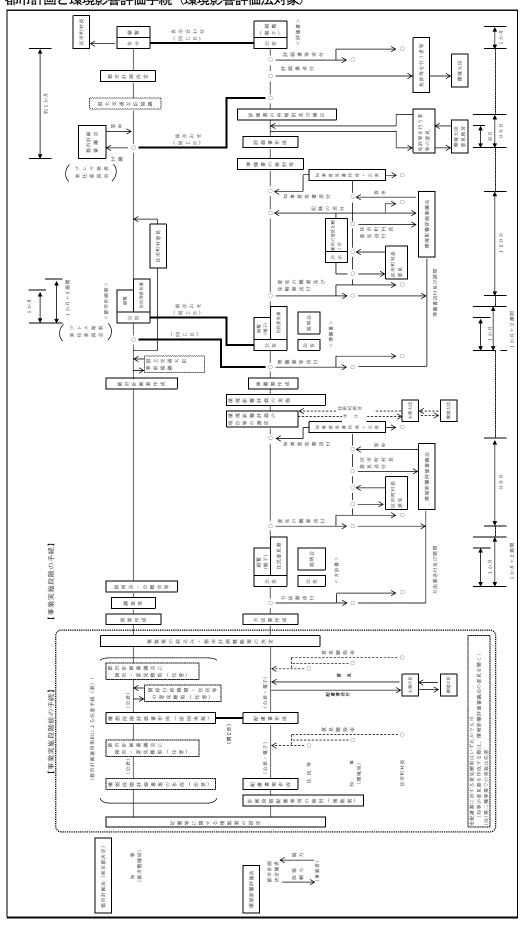
⁽注) 地区計画等において、知事協議・同意は政令で定める事項に限る(都市計画法第19条第3項、同施行令第13条)。

I − 9 都市計画の決定手続 〔都市づくり政策部 都市計画課〕 (1) 東京都が定める都市計画 港湾管理者の申出 § 23(4) 原案の作成 (臨港地区に関する都 市計画) 公聴会・説明会の開 土地の所有者等の意見聴取 催等による住民の (区部における 3ha を超える再開発等促進区 意見反映 を定める地区計画等に関する都市計画) § 16(1) § 16(2) 利害関係者の同意 (区部における 1ha を超える特定街区に関する 都市計画) § 17(3) 案の作成 区市町村の意見聴 § 18(1) 都市施設管理者及 び政令で定める者 に協議(都市施設に 区市町村都市 関する都市計画) 計画審議会付議 農林水産大臣に協議(都 § 23(6) 市計画区域の整備、開発 及び保全の方針又は区 § 17(2) 意見書の提出 公告及び案の縦覧 § 17(1) 域区分に関する都市計 画) 要旨の提出 § 18(2) § 23(1) (区市町村回答) 都市計画審議会付議 § 18(1) 環境大臣及び経済産業 大臣の意見聴取 国土交通大臣の同 (都市計画区域の整備、 意(国の利害に重大 開発及び保全の方針又 な関係がある都市 は区域区分に関する都 計画) 市計画) § 18(3) § 23(2)

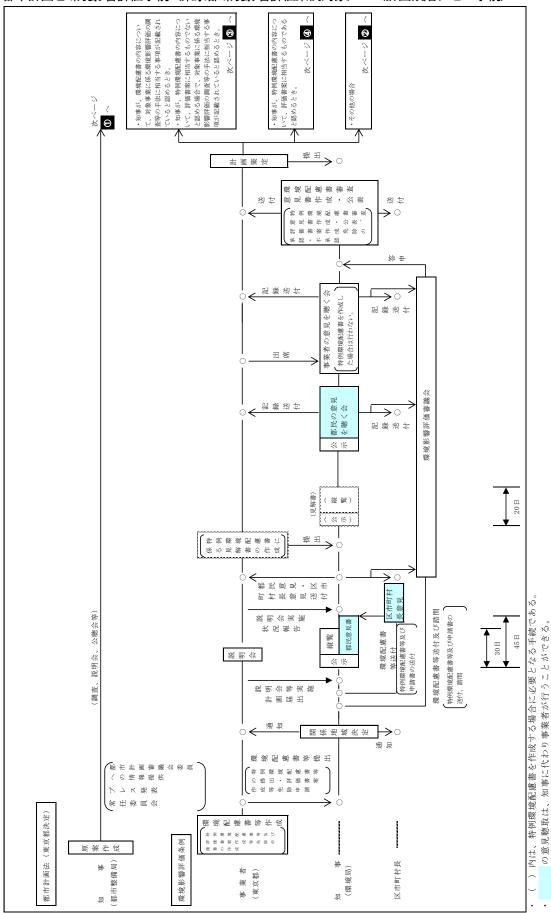


※ 都市計画法に基づく都市計画審議会を設置していない区市町村の決定案件については、 区市町村が東京都都市計画審議会に付議する (§ 19(1))。

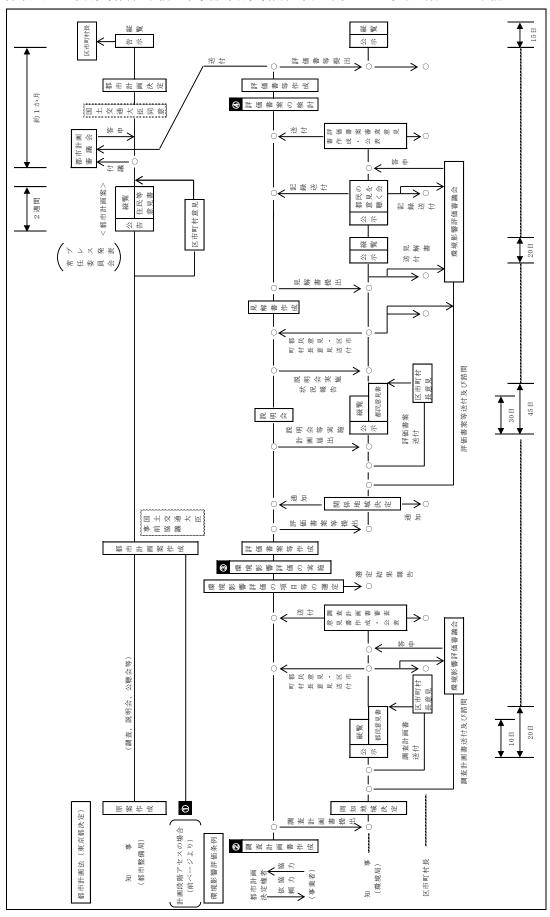
(3) 都市計画と環境影響評価手続(環境影響評価法対象)



(4) 都市計画と環境影響評価手続(東京都環境影響評価条例対象) (計画段階アセス手続)



(5) 都市計画と環境影響評価手続(東京都環境影響評価条例対象) (事業段階アセス手続)



Ⅰ -10 地域地区等の面積表

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕 (令和6年4月1日現在)

									(13 TH O	十五/11日5	/4/11/
地域地	区等		面積	区 部	割合	多 摩	割合	島しょ	割合	計	割合
都	市 計	画	区 域	62, 239. 6	100.0	82, 864. 8	100.0	30, 211. 6	100.0	175, 316. 0	100.0
市	街 化	X	域	58, 179. 4	93. 5	49, 880. 4	60.2	ĺ	ı	108, 059. 8	61.6
市	街 化 調	整	区域	4, 060. 2	6. 5	32, 984. 4	39.8	_	-	37, 044. 6	21. 1
	第1種低層	自住 居 専	専用 地 域	11, 237. 9	19. 3	29, 516. 1	55. 4	_	_	40, 754. 0	36. 5
	第2種低層	首住居	専用 地 域	578. 9	1.0	211. 4	0.4	_	_	790. 3	0.7
	第1種中高	層住居	専用地域	10, 362. 7	17.8	8, 682. 3	16.3	_	_	19, 045. 0	17. 1
	第2種中高			1, 090. 2	1. 9	2, 624. 3	4. 9	_	_	3, 714. 5	3. 3
用	第 1 種	住 居		9, 486. 6	16. 3	2, 098. 7	3. 9	78. 4	76.6	11, 663. 7	10.5
	第 2 種	住 居		1, 176. 7	2.0	970. 1	1.8	_		2, 146. 8	1.9
途	準住		地 域	472. 2	0.8	1, 070. 1	2.0	_	1	1, 542. 3	1.4
地	近 隣 商		地域	4, 193. 6	7. 2	1, 753. 1	3. 3	_		5, 946. 7	5. 3
域	商業	. 地		6, 471. 9	11. 1	911. 9	1.7	24. 0	23. 4	7, 407. 8	6. 6
	準工		地 域	10, 882. 6	18. 7	3, 716. 0	7. 0	_	_	14, 598. 6	13. 1
	工業	地		1, 223. 4	2. 1	1, 428. 8	2. 7	_	_	2, 652. 2	2. 4
	工業具		地域	1, 002. 7	1. 7	304. 5	0.6	_		1, 307. 2	1. 2
	工术、	計	70 790	58, 179. 4	100. 0	53, 287. 1	100. 0	102. 4	100.0	111, 568. 9	100. 0
		н	第 1 種	1.4	0.0	-	_	_	_	1.4	0.0
			第2種	237. 5	0. 4	_	_	=	_	237. 5	0. 2
			第3種	87. 0	0. 1	_	_	=	_	87. 0	0. 1
	中高層階住居	専用地区	第4種	101. 5	0. 1	=	_	_	_	101.5	0. 1
			第5種	93. 5	0. 2		_	_	1	93. 5	0. 1
特			計	520. 9	0. 9		_		1	520. 9	0. 5
別			特工等	1, 747. 8	3. 0	122. 7	0. 2			1, 870. 5	1.7
用			第1種	185. 6	0. 3	454. 2	0. 2		1	639. 8	0.6
途	 特別工業	: +\h \subset	第2種	824. 2	1. 4	397. 6	0. 7	_	_	1, 221. 8	1. 1
	10 20 20 30	. 20 64	第3種	58. 7	0. 1	-	_	_		58. 7	0. 1
地			計	2, 816. 3	4.8	974. 5	1.8	_		3, 790. 8	3. 4
区			第1種	1, 440. 2	2. 5	362. 2	0. 7	_	_	1, 802. 4	1.6
	文 教 力	地 区	第2種	506. 6	0. 9	124. 4	0. 2	_	_	631. 0	0.6
	~ 4.		計	1, 946. 8	3. 3	486. 6	0. 9	_		2, 433. 4	2. 2
	特 別 第	養務	地区	31. 1	0. 1	21. 2	0.0	_	_	52. 3	0.0
	娯楽・レク			-	-	104. 7	0. 0	_		104. 7	0. 0
	/// F /	防火		13, 503. 4	23. 2	1, 242. 2	2. 3	3. 8	3. 7	14, 749. 4	13. 2
	防火地域	-	火地域	43, 989. 8	75. 6	26, 129. 2	49. 0	98. 6	96. 3	70, 217. 6	63. 0
形			計	57, 493. 2	98.8	27, 371. 4	51. 4	102. 4	100. 0	84, 967. 0	76. 2
形態構造			第1種	11, 156. 1	19. 2	31, 239. 9	58. 6	76. 8	75. 0	42, 472. 8	38. 1
			第2種	10, 845. 8	18. 6	11, 053. 0	20. 7	21. 8		21, 920. 6	19. 6
上の			第3種	8, 978. 5	15. 4	1, 070. 9	2. 0			10, 049. 4	9. 0
地	高度地区	最高限	斜線併用	11, 747. 9	20. 2	7, 306. 3	13. 7			19, 054. 2	17. 1
地域地区	间及地区		絶対高	2, 060. 2	3. 5	388. 1	0.7			2, 448. 3	2.2
区			把 为 尚	·		51, 058. 2	95. 8	98. 6	96. 3	-	
		是/氏/FB	高度地区	44, 788. 5	77. 0	91, 000. 2	95. 8	98.0	90.3	95, 945. 3	86. 0
山 りフ	古 庄 壬			2, 284. 6	3.9	- E1 C				2, 284. 6	2.0
地域地区	高度和		地区	580. 6	1.0	51.6	0.1			632. 2	0.6
地位			算地区	28. 2	0.0	1.0	-			28. 2	0.0
	特 定	街	区	101. 6	0.2	1. 2	0.0	_	_	102. 8	0.1

- (注1) 都市計画区域面積は、「全国都道府県区市町村別面積調」(令和6年4月1日国土地理院)を参考に算出
- (注2) 島しょ部には、市街化区域及び市街化調整区域は指定していない。なお、島しょ部における地域地区指定は大島町のみ
- (注3) 区部:1都市計画区域 (23区) 多摩部:19都市計画区域 (26市2町) 島しょ部:6都市計画区域
- (注4) 市街化区域及び市街化調整区域の面積の割合は、都市計画区域面積に対する割合を示す。
- (注5) 用途地域、特別用途地区、形態構造上の地域地区及びその他の地域地区の面積の割合は、用途地域指定面積に対する割合を示す。
- (注6) 各割合の合計は、「計」の数値と一致しない場合がある。

I −11 地域地区の種類(主なもの)

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕

ア 用途地域

用途地域は、建築物の用途制限 (**巻末資料 I** -12) が建築基準法によって定められているほか、都市計画法によって次の項目が定められている。

(ア) 建築物の建蔽率と容積率

建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合)と容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合)を定めることとなっている。

(イ) 建築物の高さの限度

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内においては、10m又は12mのいずれかを定めることとなっている。

(ウ) 外壁の後退距離の制限

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内において必要がある場合には、1m又は1.5mのいずれかを定めることができる。都内では、足立区と町田市の一部に定めている。

(エ) 建築物の敷地面積の最低限度

敷地の細分化による居住環境の悪化のおそれがある等の場合に定めることができる。区部では江戸川 区など、8区・約22,000haで55㎡から110㎡が、多摩地域では町田市など、10市・約8,100haで90㎡から 120㎡が指定されている。

イ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、建築基準法に基づき地区の 特性や課題に応じて条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものである。 都内では、特別工業地区、文教地区等が指定されている。

ウ特例容積率適用地区

特例容積率適用地区は、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、歴史的建造物などの敷地で未利用となっている容積を他の敷地へ移転し、活用を図ることを目的に定めるものである。 都内では、大手町・丸の内・有楽町地区(約116.7ha)を指定している。

工 高層住居誘導地区

高層住居誘導地区は、職住近接の都市構造を実現することを目的に、一定以上の住宅を確保する建築物に対する容積率緩和や形態制限緩和により、高層住宅の建設を誘導する地区である。

都内では、港区芝浦四丁目地区(約9.3ha)と江東区東雲一丁目地区(約18.9ha)を指定している。

オ 高度地区又は高度利用地区

(ア) 高度地区

市街地の土地利用の増進及び都市の環境保持を目的として、建築物の高さの最低限度又は最高限度を指定するものである。

都内では、平成16年6月の用途地域等の見直し以降、従来の斜線規制である第1種から第3種までの 高度地区に加え、絶対高さを定める高度地区や、それらを併用する高度地区の指定を行っている。

(4) 高度利用地区

市街地における土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を目的として指定される地区で、容積率の

最高限度及び最低限度、建廠率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限が定められる。 本制度は、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準に基づき運用している。

都内では、令和6年4月1日現在、浜松町二丁目地区など206地区が指定されている。

力 特定街区

特定街区は、街区の整備又は造成が行われる地区について、都市計画的な配慮の下に、良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保することなどにより、都市機能の更新と魅力的な都市空間を保全又は形成することで市街地の整備改善を図ることを目的として定めるものである。街区内では、用途地域等の制限とは別に、建築物の容積率、高さの最高限度及び壁面の位置の制限が定められる。特別区内においては、特定街区(1haを超えるもの)の都市計画決定については、都が定めることとなっており、東京都特定街区運用基準に基づき運用している。

都内では、令和6年4月1日現在、日本橋本町二丁目特定街区など61地区が指定されている。

キ 都市再生特別地区

都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度 利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域を定め るものである。

都内では、令和6年4月1日現在、大手町地区など59地区が指定されている(巻末資料Ⅲ-1参照)。

ク 防火地域又は準防火地域

(7) 防火地域

家屋の密集度が高く、強い防火措置を必要とする地域に指定する。原則として、容積率400%以上の地域に指定するが、さらに、防災上重要である幹線道路沿い、避難道路沿い、避難場所等にも指定している。この地域では、原則として建築物は準耐火建築物又は耐火建築物としなければならない。

(4) 準防火地域

家屋の密集度が比較的高い市街地で、建蔽率50%以上の地域に指定している。この地域では、建物は その規模に応じて準耐火建築物又は耐火建築物としなければならない。

また、木造建築物は延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

ケ 臨港地区

臨港地区は、港湾機能の管理運営を効率的に行うために指定する地区であり、臨港地区内で港湾管理者が分区(7種類)を指定している区域には、用途地域による建築物の用途制限が適用されず、東京都臨港地区内の分区における構築物に関する条例により、構築物の用途に制限が加えられる。

I-12 用途地域による建築物の用途制限

〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕 (令和6年4月1日現在)

																(令和6年4月1日現在)
	用途地域内の建築物の用途制限		第一種低	第二種低	第一種中	第二種中	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地	田園住!	近隣商業地域	商業地域	準工業地	工業地域	工業専用	
	〇 建てられる用途		層	層	高層	高	居	屠	域	居地	地域	~.	域		地域	備考
			層住居専用	屋	崔	崔	塡	塡		域	坝				坝	ν μ **-
	× 建てられない用途	er published before an about 1717 de 10	開	層住居専用地域	住居専用地	層住居専用										
	①、②、③、④、▲、■:面積	(情数等の制限あり)	地域	地域	用地域	用地域										
住年	2、共同住宅、寄宿舎、下宿		\circ	0	0	0	0	0	0	0	\circ	\circ	\circ	0	×	
711	用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以 2分の1以下のもの	下かつ建築物の延べ面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	非住宅部分の用途制限あり。
rte	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		×	1	2	3	0	0	0	1	0	\circ	0	0	4	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、
店	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡	以下のもの	×	×	2	3	0	0	0		0	0	0	0	4	建具屋等のサービス業用店舗のみ 2階以下
4.4	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500m	似下のもの	X	×	×	3	0	0	0	×	0	0	0	0	4	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、 揖保代理店・銀行の支店・字地建
舗	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000	m以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	4	損保代理店・銀行の支店・宅地建 物取引業者等のサービス業用店舗のみ
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,00	0 m²以下のもの	×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	4	2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店を除く。
等	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの)	×	×	×	×	X	×	×	×	0	0	0	X	×	■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ
\vdash	事務所等の床面積が150㎡以下のもの		×	×	×	A	0	0	0	×	0	0	0	0	0	2階以下
事	事務所等の床面積が150㎡を超え、500m	心に下のもの	X	×	×	_	0	0	0	×	0	0	0	0	0	
務	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500		X	×	×	_	0	0	0	×	0	0	0	0	0	
所	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,0		×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	0	▲2階以下
等	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	0	
\vdash	テル、旅館	-	×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	×	×	▲3,000㎡以下
	ボーリング場、スケート場、水泳場、コ	ルフ練習場等	×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	0	×	▲3,000㎡以下
遊戯施設	カラオケボックス等		×	×	×	×	×	A	A	×	0	0	0	A	A	▲10,000㎡以下
設.	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車	 	×	×	×	×	×	A	A	×	0	0	0	A	×	▲10,000㎡以下
•風俗施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイト		×	×	×	×	×	×	•	×	0	0	0	×	×	▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
設	キャバレー、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	•	×	×	▲個室付浴場等を除く。
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×	
7.7	図書館等		0	0	Ō	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	
公共施	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
施設	神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院	病院		×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		\circ	0	0	0	0	0	0	0	\circ	\circ	\circ	0	×	
等	老人福祉センター、児童厚生施設等		\blacktriangle	\blacktriangle	0	0	0	0	0	\blacktriangle	\circ	\circ	\circ	0	0	▲600m²以下
	自動車教習所		×	×	×	×	▲	0	0	×	\circ	\circ	\circ	0	0	▲3,000㎡以下
	単独車庫(附属車庫を除く)		×	×	A	A	A	▲	0	×	0	\circ	0	0	0	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①23については、建築物の延べ面積	iの1/2以下かつ	1	1	2	2		3	0	1	0	0	0	0	0	① 600㎡以下1階以下 ③ 2階以下
	備考欄に記載の制限	6×1/ 26/1/0-2	※ -	- 団	地の	敷	地卢	引に、	つい	_	別に	制阝	限あ	り。		② 3,000㎡以下2階以下
エ	倉庫業倉庫		×	X	×	X	×	X	0	X	0	0	0	0	0	G official and the second
場	自家用倉庫		×	×	×	1	2	0	0	-	0	0	0	0	0	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵する ものに限る。
-200	畜舎 (15㎡を超えるもの)		×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	0	0	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店 車店等で作業場の床面積が50㎡以下	、畳屋、建具屋、自転	×	•	•	•	0	0	0	•	0	0	0	0	0	原動機の制限あり。 ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常	に少ない工場	×	X	×	×	1	1	1		2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり。
倉	危険性や環境を悪化させるおそれが少な	い工場	×	X	X	X	×	×	X	×	2	2	0	0	0	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵する ものに限る。
庫	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	
築	自動車修理工場	車修理工場			×	×	1	1	2	×	3	3	0	0	0	原動機の制限あり。 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
守		量が非常に少ない施設	×	×	×	(1)	2	0	0	×	0	0	0	0	0	211 2 211
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	① 1,500㎡以下 2階以下
	蔵・処理の量	量がやや多い施設	×				×		×	×	×	×	0	0	0	② 3,000m以下
	/政・火 ツ モVノ里		×	×	×	×		×					_			© 9,000⊞% L
1		量が多い施設 1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、			×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	

⁽注1) 本表は、改正後の建築基準は別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではない。 (注2) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼封場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

I-13 東京都地籍調査実施状況

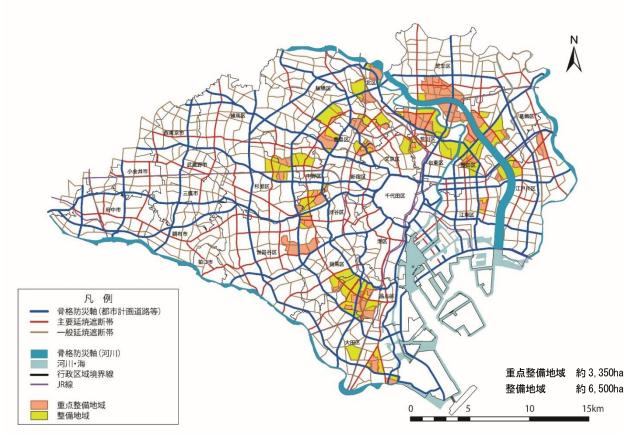
〔都市づくり政策部 土地利用計画課〕 (令和6年4月1日現在)

	1										ı		
NO.	実施	R4まで 地籍調査 実施面積	R5年度 地籍調査 実施面積	小計	R4まで 19条5項 実施面積	R5年度 19条5項 実施面積	小計	R4まで 基本調査 実施面積	R5年度 基本調査 実施面積	小計	合計	調査対象 面積	進捗率
	(区部)	(km2)	(km2)	Α	(km2)	(km2)	В	(km2)	(km2)	С	D=A+B+C	E (km2)	D/E(%)
1	千代田区	0.93		0.93	0.22		0.22			0.00	1.15	9.35	12.3%
2	中央区	0.83	0.09	0.92	0.39		0.39			0.00	1.31	8.26	15.9%
3	港区	0.76	0.06	0.82	0.59		0.59			0.00	1.41	19.94	7.1%
4	新宿区	3.34	0.03	3.37	0.02		0.02			0.00	3.39	18.22	18.6%
5	文京区	0.83	0.01	0.83	0.00		0.00			0.00	0.83	11.23	7.4%
6 7	台東区 墨田区	1.97 5.97	0.01 0.06	1.98 6.03	0.02		0.02			0.00	2.00 6.09	10.00 12.50	20.0% 48.7%
8	工東区	1.53	0.00	1.56	0.54		0.54			0.00	2.10	39.16	5.4%
9	品川区	2.76	0.08	2.84	0.14		0.14			0.00	2.98	22.71	13.1%
10	目 黒 区	1.40	0.01	1.41			0.00			0.00	1.41	14.67	9.6%
11	大田区	6.59	0.01	6.60			0.00			0.00	6.60	54.53	12.19
12	世田谷区	2.36	0.17	2.53	0.46		0.46	19.75		19.75	22.74	56.73	40.1%
13 14	<u>渋谷区</u> 中野区	0.03 2.14	0.02 0.03	0.05 2.17	0.05		0.00	0.47		0.47	0.52 2.22	15.08 15.50	3.4% 14.3%
15	杉並区	0.67	0.03	0.69	0.03		0.03	11.64		11.64	12.46	33.75	36.9%
16	豊島区	0.59	0.02	0.61	2		0.00			0.00	0.61	13.01	4.7%
17	北区	1.05		1.05	0.15		0.15			0.00	1.20	16.85	7.1%
18	荒川区	0.30	0.03	0.33			0.00			0.00	0.33	9.66	3.4%
19	板橋区	2.88	0.05	2.93	0.01	0.14	0.01			0.00	2.94	30.44	9.7%
20 21	<u>練馬区</u> 足立区	3.23 1.46	0.37 0.03	3.60 1.49	0.20 0.07	0.14 0.18	0.34			0.00	3.94 1.74	47.87 49.16	8.2% 3.5%
22	葛 飾 区	9.68	0.03	9.74	0.07	0.10	0.25			0.00	10.09	30.21	33.4%
23	江戸川区	1.45	0.02	1.47	2.18		2.18			0.00	3.65	41.23	8.9%
	小 計	52.75	1.20	53.95	5.58	0.32	5.90	31.86	0.00	31.86	91.71	580.06	15.8%
	(多摩地域)												
1	八王子市	4.57	0.05	4.62	6.27	2.12	6.27			0.00	10.89	172.30	6.3%
2	<u>立川市</u> 武蔵野市	0.00		0.00	1.02	0.10	1.12			0.00	1.12 0.00	24.24	4.6% 0.0%
3	三鷹市	1.02	0.02	1.04	0.03		0.00	0.05		0.00	1.12	10.98 16.27	6.9%
5	<u>一 </u>	9.56	0.05	9.61	4.21		4.21	0.00		0.00	13.82	102.17	13.5%
6	府中市	0.27	0.02	0.29	0.20		0.20			0.00	0.49	28.85	1.79
7	昭島市	0.00		0.00	0.59		0.59			0.00	0.59	14.83	4.0%
8	調布市	0.51	0.01	0.52	0.06		0.06			0.00	0.58	20.27	2.9%
9 10	町 田 市	3.61 3.19	0.01	3.62 3.22	3.09 0.01		3.09 0.01			0.00	6.72 3.23	71.55 11.19	9.4% 28.9%
11	<u> </u>	0.47	0.03	0.49	0.01		0.01	0.60		0.60	1.34	20.51	6.5%
12	日野市	0.68	0.01	0.69	1.81		1.81	0.00		0.00	2.50	23.95	10.4%
13	東村山市	5.04	0.02	5.06			0.00			0.00	5.06	17.02	29.7%
14	国分寺市	0.66		0.66	0.23		0.23			0.00	0.89	11.45	7.89
15	<u>国立市</u>	0.00	0.04	0.00	0.42		0.42			0.00	0.42	7.92	5.3%
16 17	<u>福生市</u> 狛江市	1.67 0.00	0.04	1.71 0.00	0.06		0.06			0.00	1.77 0.04	9.50 5.82	18.6% 0.7%
18	東大和市	0.00		0.00	0.20		0.20			0.00	0.20	11.85	1.79
19	清瀬市	0.00		0.00			0.00			0.00	0.00	9.95	0.0%
20	東久留米市	0.00		0.00	0.20		0.20			0.00	0.20	12.70	1.6%
21	武蔵村山市	8.75	0.01	8.76	0.00		0.00			0.00	8.76	15.17	57.7%
22 23	<u>多摩市</u> 稲城市	4.73 0.00	0.02	4.75 0.00	0.92 0.93		0.92			0.00	5.67 0.93	20.16 16.25	28.1% 5.7%
24	羽村市	2.30	0.00	2.30	0.93		0.93			0.00	2.49	9.00	27.7%
25	あきる野市	25.51	0.10	25.61	0.27		0.27			0.00	25.88	71.67	36.1%
26	西東京市	0.00		0.00	0.02		0.02			0.00	0.02	15.75	0.1%
27	瑞穂町	11.26	2.25	11.26			0.00			0.00	11.26	16.85	66.89
28 29	日の出町 檜原村	17.19 0.41	0.03 0.04	17.22 0.45			0.00			0.00	17.22 0.45	27.65 104.63	62.3%
30	奥多摩町	2.45	0.04	2.49			0.00			0.00	2.49	214.09	1.2%
- 55	小計	103.85	0.52	104.37	21.03	0.10	21.13	0.65	0.00	0.65	126.15	1,114.54	11.3%
	(島しょ地域)												
1	大島町	90.49		90.49			0.00			0.00	90.49	90.76	99.7%
2	利島村	4.12		4.12			0.00			0.00	4.12	4.12	100.0%
3	<u>新島村</u> 神津島村	26.86 18.41		26.86 18.41			0.00			0.00	26.86	27.54	97.5% 99.8%
5	<u>伸 净 局 村</u> 三 宅 村	52.42		52.42			0.00			0.00	18.41 52.42	18.45 52.42	100.0%
6	御蔵島村	20.53		20.53			0.00			0.00	20.53	20.53	100.0%
7	八丈町	67.88		67.88			0.00			0.00	67.88	71.98	94.3%
8	青ヶ島村	3.00		3.00			0.00			0.00	3.00	3.00	100.0%
9	小笠原村	1.69		1.69	0.07		0.07			0.00	1.76	40.57	4.3%
 	小計	285.40	0.00	285.40	0.07	0.00	0.07	0.00	0.00	0.00	285.47	329.37	86.79
	合 計	442.00	1.72	443.72	26.68	0.42	27.10	32.51	0.00	32.51	503.32	2,023.97	24.99

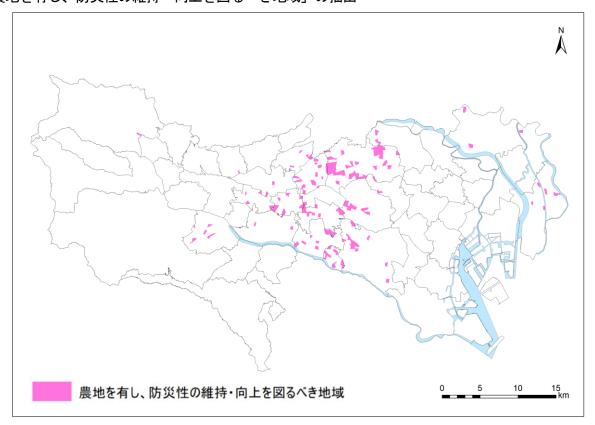
※(国土調査法第19条第5項とは、区画整理等の開発成果を地籍調査と同等の成果としてみなし指定する制度である。)

Ⅱ-1 防災都市づくり推進計画

〔市街地整備部 防災都市づくり課〕



「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」の抽出



延焼遮断帯の形成

区分	目標	参考
	令和 12 年度	(平成 29 年度)
骨格防災軸の形成率 (河川を除く。)	98%	95%*1
整備地域内の延焼遮断 帯の形成率	75%	65%*2

^{※1} 平成 28 年土地利用現況調査 (区部) 及び平成 29 年土地利用現況調査 (多摩) による沿道の不燃化率並びに平成 27 年 3 月時点の都市計画道路の整備状況から算出

市街地の整備(不燃領域率)

区分	目	標	参考
△ 刀	令和7年度	令和 12 年度	<u> </u>
整備地域全 28 地域のうち 不燃領域率 70%以上の 地域数	半数以上	全地域	5地域 65.5% ^{*3} (令和3年度)
重点整備地域の 不燃領域率	全地域 70%を目指 しつつ、平成 28 年 度に比べ各地域で 10 ポイント以上 向上	_	56.0% ^{※4} (平成 28 年度)

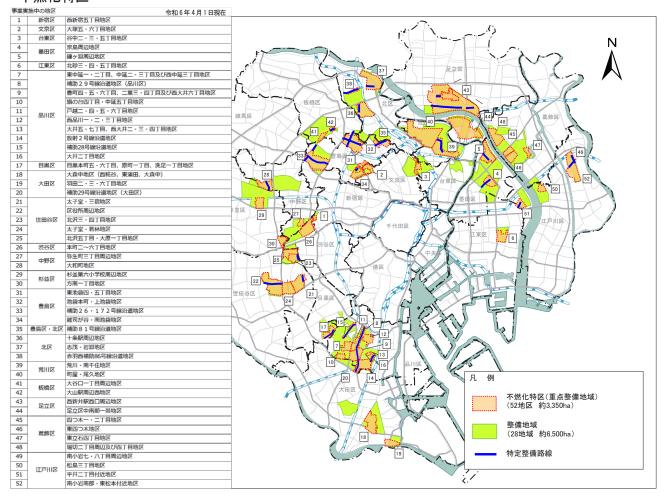
^{※3} 地域全体の不燃領域率(正式値)を示す。

^{※ 2} 平成 28 年土地利用現況調査(区部)による沿道の不燃化率及び平成 27 年 3 月時点の都市計画道路の整備状況から算出

^{※4} 地域全体の不燃領域率を示す。

Ⅱ-2 不燃化特区制度と特定整備路線の取組

不燃化特区



特定整備路線

	路 線 名	箇 所	延長(m)	所 在 区		路線名	箇 所	延長(m)	所 在 区
1	放射第2号線	西五反田七丁目~西中延一丁目	1,255	品川区	15	補助第26号線※1	大山町付近	375	板橋区
2	補助第28号線	大井四丁目付近	520	品川区	16	補助第81号線	豊) 巣鴨五丁目~北) 西ヶ原三丁目	930	豊島区・北区
3	補助第29号線**1	品)大崎三丁目〜大)東馬込二丁目 (内、都市整備局は戸越公園駅周辺)	3,445	品川区·大田区	17	補助第73号線	上十条二丁目~十条仲原二丁目	895	北区
4	補助第46号線※1	目黒本町五丁目付近	510	目黒区	18	補助第86号線	赤羽西五丁目~一丁目	1,150	北区
4	州 以 界40万線	目黒本町五丁目~洗足一丁目	550	目黒区	19	補助第86号線**1	志茂一丁目付近	620	北区
5	補助第26号線	三宿二丁目~池尻四丁目	440	世田谷区	20	補助第90号線	荒川一丁目~町屋一丁目	1,230	荒川区
6	補助第52号線	若林五丁目~豪徳寺二丁目	1,310	世田谷区	21	補助第136号線	扇一丁目~梅田三丁目	1,910	足立区
7	補助第26号線	目)駒場四丁目~渋)大山町	550	渋谷区・世田谷区 目黒区	22	補助第138号線	興野一丁目~本木二丁目	350	足立区
8	補助第227号線	大和町一丁目~四丁目	710	中野区	23	補助第136号線	足立一丁目~三丁目	630	足立区
9	補助第26号線	南長崎六丁目~長崎五丁目	320	豊島区	24	放射第32号線	押上三丁目~京島一丁目	860	墨田区
10	補助第26号線	千早四丁目~要町三丁目	460	豊島区	25	補助第120号線※1	墨田二丁目~三丁目	530	墨田区
11	補助第172号線	長崎一丁目~五丁目	1,620	豊島区	26	補助第144号線	平井二丁目付近	490	江戸川区
12	補助第81号線	南池袋二丁目~四丁目	260	豊島区	27	補助第142号線	南小岩四丁目~東小岩四丁目	560	江戸川区
13	補助第73号線	豊)池袋本町二丁目~板)板橋一丁目	1,070	豊島区・板橋区	28	補助第143号線	南小岩八丁目付近	620	江戸川区
14	補助第82号線	豊) 上池袋三丁目~板) 大山金井町	1,130	豊島区・板橋区	※1 都市整備局施行区間を表す				

Ⅱ-3 地域危険度測定調査

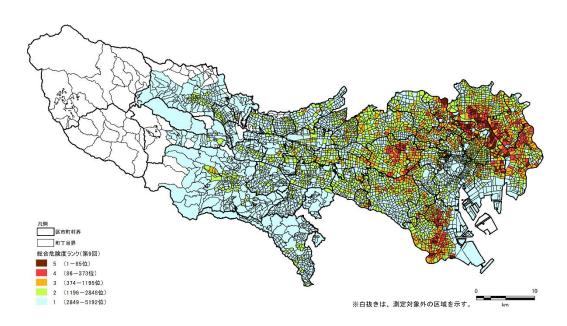
〔市街地整備部 防災都市づくり課〕

調査	地域	調査期間	公表
第1回	区 部 多摩地域	昭和47~49年度 昭和52~53年度	昭和50年11月 昭和55年7月
第2回	区 部 多摩地域	昭和56~57年度 昭和59~60年度	昭和59年5月 昭和62年5月
第3回	区部・多摩	平成元~3年度	平成5年1月
第4回	区部・多摩	平成6~9年度	平成10年3月
第5回	区部・多摩	平成11~14年度	平成14年12月
第6回	区部・多摩	平成16~19年度	平成20年2月
第7回	区部・多摩	平成21~24年度	平成25年9月
第8回	区部・多摩	平成26~29年度	平成30年2月
第9回	区部・多摩	平成29~令和4年度	令和4年9月

注 第3回調査までは500mメッシュ単位で、第4回調査からは町丁目単位で測定している。

Ⅱ-4 第9回 総合危険度ランク図

〔市街地整備部 防災都市づくり課〕





Ⅱ 一 6 避難場所・地区内残留地区・避難道路の指定〔市街地整備部 防災都市づくり課〕

	当初指定	第1回 指定見直し	第2回 指定見直し	第3回 指定見直し	第4回 指定見直し	第5回 指定見直し	第6回 指定見直し	第7回 指定見直し	第8回 指定見直し	第9回 指定見直し
指定年月	昭和47年7月 (昭和49年4月)	昭和54年4月	昭和60年4月	平成4年5月	平成10年4月	平成14年12月	平成20年2月	平成25年5月	平成30年6月	令和4年7月
避難場所数(箇所)	120	132	135	146	167	170	189	197	213	221
地区内残留地区 (箇所)	1	2	2	2	5	18	33	34	37	40
避難道路延長(km)	307	285	241	181	124	102	78	54	54	49

():避難道路の当初指定年月

皿 国際競争力の強化等に資する都市の再生

Ⅲ-1 都市再生特別地区の都市計画決定状況

	•			ンハンし			
					〔者	『市づくり政策部	開発企画課〕
	1	平成 16 年 1月	大崎駅西口E東地区	(約	2. 4ha)	完 了(H19年)
	2	平成 17 年 3月	大崎駅西口A地区	(約	1.8ha)	完 了(H21年)
	3	平成17年 6月	丸の内1-1地区	(約	1. 2ha)	完 了(H20年)
	4	平成 18 年 1月	大手町地区 (A ゾーン)	(約	1.5ha)	完 了(H21年)
	5	平成 18 年 3月	西新宿一丁目7地区	(約	0.9ha)	完 了(H20年)
	6	平成 18 年 8月	丸の内2-1地区	(約	1. 7ha)	完 了(H21年)
	7	平成 19 年 4月	淡路町二丁目西部地区	(約	2. 2ha)	完 了(H25年)
	8	平成19年8月	大手町一丁目6地区	(約	1.5ha)	完 了(H26年)
	9	平成19年 8月	日本橋室町東地区	(約	1.8ha)	完 了(H26年)
	10	平成 19年 8月	北品川五丁目第一地区	(約	3.6ha)	一部完了(~H27年)*
	11	平成 20 年 3月	銀座四丁目6地区	(約	0.9ha)	完 了(H22年)
	12	平成 20 年 3月	渋谷二丁目 21 地区	(約	1. 1ha)	完 了(H24年)
	13	平成 20 年 6月	神田駿河台三丁目9地区	(約	2. 2ha)	完 了(H25年)
	14	平成 20 年 6月	京橋二丁目 16 地区	(約	0. 7ha)	完 了(H25年)
	15	平成 21 年 3月	大手町地区(B-1街区)	(約	1. 9ha)	完 了(H24年)
	16	平成 21 年 3月	丸の内二丁目7地区	(約	1. 7ha)	完 了(H24年)
	17	平成 21 年 6月	京橋二丁目3地区	(約	1. 0ha)	完 了(H28年)
	18	平成 21 年 6月	銀座四丁目 12 地区	(約	1. 0ha)	完 了(H25年)
	19	平成 22 年 3月	神田駿河台四丁目6地区	(約	1. 3ha)	完 了(H25年)
	20	平成 22 年 3月	京橋三丁目1地区	(約	1. 3ha)	一部完了(~H25年)※
	21	平成 23 年 8月	丸の内一丁目1-12 地区	(約	1. 3ha)	完 了(H27年)
	22	平成 23 年 12 月	銀座六丁目 10 地区	(約	1. 4ha)	完 了(H29年)
	23	平成 23 年 12 月	日本橋二丁目地区	(約	4. 8ha)	一部完了(~R3年) *
	24	平成 24 年 6月	大手町一丁目1地区	(約	2. 4ha)	完 了(H29年)
	25	平成 24 年 12 月	大手町地区 (B-2街区)	(約	1. 4ha)	一部完了(~H28年)※
	26	平成 25 年 3月	浜松町二丁目4地区	(約	3. 2ha)	一部完了(~R11年)
	27	平成 25 年 6月	大手町地区 (B-3街区)	(約	2. 4ha)	完 了(H30年)
	28	平成 25 年 6月	渋谷駅地区	(約	4. 9ha)	一部完了(~R9年)
	29	平成 25 年 6月	渋谷三丁目 21 地区	(約	1. 0ha)	完 了(H30年)
	30	平成 25 年 12 月	日比谷地区	(約	1.4ha)	完 了(H30年)
	31	平成 26 年 6月	虎ノ門二丁目地区	(約	2.9ha)	一部完了(~R5年)
	32	平成 26 年 6月	桜丘町1地区	(約	2.6ha)	完 了(~R5年)
	33	平成 26 年 12 月	丸の内三丁目 10 地区	(約	1.6ha)	完 了(~H30年)
	34	平成 27 年 3月	竹芝地区	(約	2.4ha)	一部完了(~R2年)
	35	平成 27 年 3月	虎ノ門四丁目地区	(約	1.8ha)	完 了(R2年)
	36	平成 27 年 7月	虎ノ門一丁目3・17 地区	(約	2. 2ha)	完 了(R2年)
	37	平成 27 年 7月	大手町一丁目2地区	(約	2.8ha)	一部完了(~R2年)*
	38	平成 27 年 9月	八重洲一丁目6地区	(約	1.4ha)	工事中(~R7年)
	39	平成 27 年 9月	八重洲二丁目1地区	(約	1. 7ha)	一部完了(~R4年) *
	40	平成 27 年 12 月	宇田川町 15 地区	(約	0.7ha)	一部完了(~R 元年)
	41	平成 28 年 3月	京橋一丁目東地区	(約	1.6ha)	一部完了(~R6年)
	42	平成 28 年 4月	大手町地区(D-1街区)	(約	3.5ha)	工事中(~R9年)
	43	平成 29 年 9月	八重洲二丁目中地区	(約	2. 2ha)	未着工(R6年	~R11年)
	44	平成 29 年 9月	虎ノ門・麻布台地区	(約	8. 1ha)	一部完了(~R6年)
	45	平成30年3月	日本橋一丁目中地区	(約	3. 9ha)	工事中(~R7年)
	46	平成30年3月	芝浦一丁目地区	(約	4. 7ha)	工事中(~R12年)
	47	平成30年3月	虎ノ門一・二丁目地区	(約	2.4ha)	一部完了(~R6年)
4	48	平成30年6月	赤坂二丁目地区	(約	2. 0ha)	工事中(~R7年)

49	平成30年6月	歌舞伎町一丁目地区	(約	0.6ha)	完 了(~R5年)				
50	平成 31 年 4月	品川駅北周辺地区	(約	9.5ha)	工事中(~~R6年)				
51	令和元年 10月	八重洲一丁目北地区	(約	1.6ha)	未 着 工 (R7年~R17年)				
52	令和元年 10月	日本橋室町一丁目地区	(約	1. 1ha)	未 着 工 (R6年~R12年)				
53	令和2年 10月	内神田一丁目地区	(約	1. 0ha)	工事中(~~R8年)				
54	令和2年 10月	東池袋一丁目地区	(約	1. 5ha)	未 着 工 (R7年~R10年)				
55	令和3年 4月	新宿駅西口地区	(約	1.6ha)	工事中(~~R11年)				
56	令和3年 6月	虎ノ門一丁目東地区	(約	1. 1ha)	工事中(~~R8年)				
57	令和3年 11月	赤坂二・六丁目地区	(約	1.7ha)	未 着 工 (R6年~R10年)				
58	令和4年 3月	渋谷二丁目西地区	(約	2.9ha)	未 着 工 (R7年~R11年)				
59	令和4年 3月	日本橋一丁目東地区	(約	3.6ha)	未着工(R8年~R19年)				
60	令和4年 11月	日本橋一丁目1.2番地区	(約	0.8ha)	未 着 工 (R9年~R16年)				
61	令和4年 11月	新宿駅西南口地区	(約	1.9ha)	未 着 工 (R6年~R28年)				
62	令和5年 1月	京橋三丁目東地区	(約	0.9ha)	未 着 工 (R7年~R11年)				
63	令和5年 4月	宮益坂地区	(約	1.4ha)	未 着 工 (R6年~R10年)				
(令和	(令和6年4月1日現在、59地区63件)								

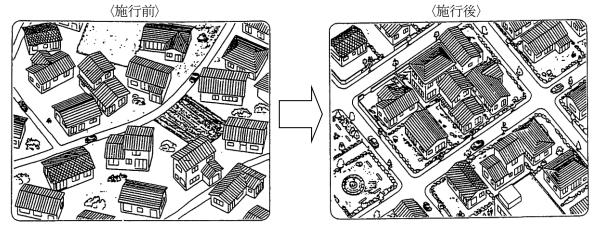
- (注) 完了年度は、原則として建築物のしゅん工年を記載している。また、※が付いている地区は、建築物以外の工事が一部未完了となっている地区を示している。
- (参考)都内の民間都市再生事業(国土交通大臣認定) 令和6年4月1日現在、76件

Ⅲ-2 土地区画整理事業のあらまし

[市街地整備部 企画課・区画整理課]

土地区画整理事業は、地権者が一人(一人施行)で、又は数人(共同施行)で行う、あるいは地権者から事業施行の同意を得た者(同意施行)が行う「個人施行」、7人以上の地権者が土地区画整理組合を設立して行う「組合施行」、都や区市町が行う「地方公共団体施行」のほかに、区画整理会社、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社による施行が可能となっている。

土地区画整理事業イメージ



(1) 土地区画整理事業の流れ

施行者の別等により違いがあるが、ここでは、一般的な従来型の地方公共団体施行を例に説明する。

ア 都市計画決定 (土地区画整理事業の施行区域等の決定・関連都市計画の決定)

事業施行に先立ち、都市計画上の位置付け、土地の利用状況、地形、権利関係などを調査した上で、土地区画整理事業の都市計画決定により施行区域(土地区画整理事業を都市計画に定める範囲)を確定し、その中で整備する公共施設の配置等を定めるとともに、必要に応じて関連都市計画の都市計画決定・変更

の手続を行う(各都市計画決定権者が決定。ただし、用途地域の変更等については通常、換地設計が確定する仮換地指定段階となる。)。

イ 施行規程・事業計画の決定

施行者は、施行規程及び事業計画を定める。施行規程は、事業の名称等の必要事項を条例により定める。事業計画は、施行地区(施行区域内で定める。)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画等を定め、公衆の縦覧を経て決定する。その際、意見書の提出があった場合は都の都市計画審議会に付議する。

都市計画と事業の関係

ウ 土地区画整理審議会及び評価員の選任

施行地区内の権利者等による土地区画整理審議会(審議会)を設置する。 また、土地又は建築物の評価について意見を聴くため、評価員を選任する。

工 換地設計

従前の宅地に代わるべき換地の位置、地積、形状等について審議会の意見を聴き換地設計を定める。 この換地設計について関係権利者から意見書が提出された場合、施行者は、審議会の意見を聴いて 審査する。

オ 仮換地の指定

公共施設の新設などのため、仮換地指定を行う。仮換地指定後は、従前の宅地については使用し、又は収益することができなくなり、仮換地において従前の宅地と同様な使用収益を行うことができる。

カ 建築物等の移転

移転は関係権利者自ら行うのが一般的であり、施行者は移転費用等に対して、補償を行う。

キ工事

仮換地指定、建物移転完了後に、道路、公園などの公共施設の整備、宅地の造成工事などを行う。

ク 換地計画の決定

工事が完了し、換地処分を行うために、換地計画を定める。換地計画は、審議会の意見を聴いて作成し、公衆の縦覧に供する。換地計画に対する意見書が提出された場合、審議会の意見を聴いて審査し、採択すべきであると認めたときは、換地計画に必要な修正を行う。

ケ 換地処分及び登記

換地処分は、清算金等の換地計画において定められた事項を権利者に通知し、公告することによって換地に関する権利を確定するとともに、換地処分の公告を行い換地処分公告日の翌日に従前地の権利を換地における権利に移行する手続である。これは、都施行以外の区市町施行の地方公共団体施行

の場合、あらかじめ認可権者から換地計画の認可を得た上で行う。

この換地処分登記を含め、事業に伴う土地及び建物の登記は、施行者が登記所に嘱託して行われる。

コ 清算金

清算金は、換地相互間の不均衡を是正するために施行者が地権者に対して徴収又は交付する金銭である。

(2) 土地区画整理事業に対する補助

国は、補助基本額に対して補助(10分の5など)を行っている。

都は、東京都土地区画整理事業助成規程に基づいて補助を行っている。補助は原則として、都市計画施設に係る移転、工事費等に対して行っている。このほか、都は、公益財団法人東京都都市づくり公社が市町から受託している事業について、交付金を同公社に交付している。

なお、平成30年度から土地区画整理事業における無電柱化を促進するため、東京都土地区画整理事業 助成規程の一部を改正し、施行者が行う無電柱化に要する費用(調査設計・工事など)を支援する拡充を 行った。

(3) 用地管理

土地区画整理事業関係で管理している事業用地は、先行取得用地・約 22,000 ㎡、晴海地区区画整理事業 道路用地・約 19,300 ㎡、その他・約 4,300 ㎡、計・約 45,600 ㎡ (令和6年3月末現在) である。

(4) 土地区画整理事業の現況表

(単位:ha) (令和6年3月末日現在)

		都全体	(区部 +	多摩部	・島しょ)		区	部		多月	擎 部	• 島	しょ
	施 行 者	施	亍 中	完	了	施行	す 中	完	了	施行	す 中	完	了
		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
	土地区画整理法	20	53. 7	74	272. 5	15	46. 2	49	122. 3	5	7. 5	25	150. 2
個人	旧都市計画法	1	9. 9	27	196. 0	1	9. 9	17	132. 5	0	0.0	10	63. 5
	計	21	63. 6	101	468. 5	16	56. 1	66	254. 8	5	7. 5	35	213. 7
	土地区画整理法	9	402.5	200	4, 187. 7	2	2.6	86	2, 659. 1	7	399. 9	114	1, 528. 6
組	旧都市計画法	0	0.0	131	5, 767. 2	0	0.0	121	5, 321. 8	0	0.0	10	445. 4
合	戦 災 復 興	0	0.0	6	158. 5	0	0.0	6	158. 5	0	0.0	0	0.0
	計	9	402. 5	337	10, 113. 4	2	2. 6	213	8, 139. 4	7	399. 9	124	1, 974. 0
公	都	9	416.5	19	1, 439. 4	9	416.5	12	789. 1	0	0.0	7	650. 3
共団	区 市 町	27	719. 7	59	3, 158. 6	8	87. 3	9	70. 4	19	632. 4	50	3, 088. 2
体	計	36	1, 136. 2	78	4, 598. 0	17	503. 8	21	859. 5	19	632. 4	57	3, 738. 5
行	土地区画整理法	0	0.0	13	176.0	0	0.0	11	125. 4	0	0.0	♦ 2	♦ 50. 6
政	戦災復興	0	0.0	32	1, 233. 2	0	0.0	29	1, 074. 6	0	0.0	3	158. 6
	震災復興	0	0.0	65	3, 116. 6	0	0.0	65	3, 116. 6	0	0.0	0	0.0
庁	計	0	0.0	110	4, 525. 8	0	0.0	105	4, 316. 6	0	0. 0	5	209. 2
機構	都市再生機構	7	70. 4	16	1, 891. 7	7	70.4	3	434. 2	0	0.0	13	1, 457. 5
	都住宅供給公社	0	0.0	1	19.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	19.8
公 社	計	7	70. 4	17	1, 911. 5	7	70. 4	3	434. 2	0	0.0	14	1, 477. 3
	슴 計	73	1, 672. 7	643	21, 617. 2	42	632. 9	408	14, 004. 5	31	1, 039. 8	235	7, 612. 7

注)① この表は土地区画整理法による事業のほか、旧都市計画法による事業(耕地整理法準用による事業及び超過収用による 事業)、震災復興事業、戦災復興事業について載せています。

② 新宿及び浅草馬道の大火復興事業は含んでいません。大島町元町の大火復興事業(◆印、15.9ha)は含みます。

③ 施行中と完了の区分は事業施行期間によりますが、認可事業施行期間内に完了報告があった事業はその時点で完了とします。 (例:かつての湊二丁目東地区)

Ⅲ-3 都内の公共施行土地区画整理事業

(1) 都施行土地区画整理事業地区別一覧表

〔市街地整備部 区画整理課〕

(令和6年4月現在)

						(1.11	午4月5亿亿
事業	14 E 7 72	<i>b</i> = =	全体	甘計画	* 华 年 庄	都市計画	事業計画
区分	地区名	位 置	面 積 (ha)	事業費 (百万円)	施行年度	決定年月日	決定年月日 (当初)
	花畑北部	足立区花畑二丁目付近	54. 44	51, 421	H3∼R9	S44. 5. 8	НЗ. 5. 15
既成市街地再整備	瑞江駅西部	江戸川区西瑞江二丁目付近	30. 38	46, 294	H6∼R7	S44. 5. 8	Н6. 7. 11
土地区画整理事業	六町	足立区六町四丁目付近	69. 03	131, 310	H9∼R9	S44. 5. 8	H10. 3. 30
	小計	3地区	153. 85	229, 025			
拠点再整備	新宿駅直近	新宿区新宿三丁目付近	10. 13	72, 800	R 3~R28	R1. 12. 20	R3. 7. 7
土地区画整理事業	小計	1 地区	10. 13	72, 800			
	晴海4・5丁目	中央区晴海四丁目付近	23. 00	10, 969	H17∼R 6	Н5. 7. 19	H18. 3. 17
臨海部開発	豊洲	江東区豊洲六丁目付近	91. 07	56, 635	H9∼R8	Н5. 7. 19	Н9. 11. 17
土地区画整理事業	有明北	江東区有明一丁目付近	85. 19	38, 257	H10∼R 6	Н5. 7. 19	H11. 3. 25
	小計	3地区	199. 26	105, 861			
冰/ 关部/供外:10/ 古·ሦ·古·ሦ·	環4高輪	港区高輪三丁目付近	1. 53	5, 126	R5∼R14	_	R6. 2. 9
沿道整備街路事業事業	上石神井	練馬区上石神井四丁目	0. 7	195	R5∼R8	_	R6. 3. 18
(個人施行)	小計	2地区	2. 23	5. 321		•	•
合計		9 地区	365. 47	413, 007			

⁽注) 施行中地区のうち換地処分済であり工事等が完了している2地区(瑞江南部、篠崎駅東部)は除く。

(2) 都内の区市施行土地区画整理事業一覧

〔市街地整備部 区画整理課〕

区市町村施行の区画整理事業に係る事業許可及び国庫補助金の執行について指導監督を行う。なお、地方負担分の一部を助成している。

区市町名	地区名
江戸川区	南小岩七丁目地区、上篠崎一丁目北部地区
八王子市	上野第二地区、宇津木地区、中野西地区、中野中央地区
昭 島 市	中神(第二工区)地区
町 田 市	鶴川駅南地区
小金井市	東小金井駅北口地区
日 野 市	豊田南地区、西平山地区、東町地区、万願寺第二地区
武蔵村山市	武蔵村山都市核地区
稲 城 市	稲城榎戸地区、稲城南多摩駅周辺地区、稲城稲城長沼駅周辺地区、稲城矢野口駅周辺地区
羽村市	羽村駅西口地区
あきる野市	武蔵引田駅北口地区
瑞穂町	瑞穂町箱根ケ崎駅西地区

⁽注) 施行中地区のうち換地処分済であり工事等が完了している2地区(佐野六木、北小岩一丁目東部等)は除く。

Ⅲ-4 市街地再開発事業の仕組み

[市街地整備部 企画課・再開発課]

(1) 市街地再開発事業の流れ

ア 都市計画

市街地再開発事業を施行できる区域は、高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は 特定地区計画等区域(注)の都市計画が定められ、個人施行以外は、更に市街地再開発事業の都市計 画が定められている区域内である。

(注) 地区計画等において高度利用地区で定めるべき事項を地区整備計画で定め、かつ、条例で制限している区域

イ 事業の施行

市街地再開発事業には、第一種(権利変換方式)と第二種(管理処分方式)があり、第二種については、個人及び組合は施行することができない(**両手法の相違は、別表2を参照**)。

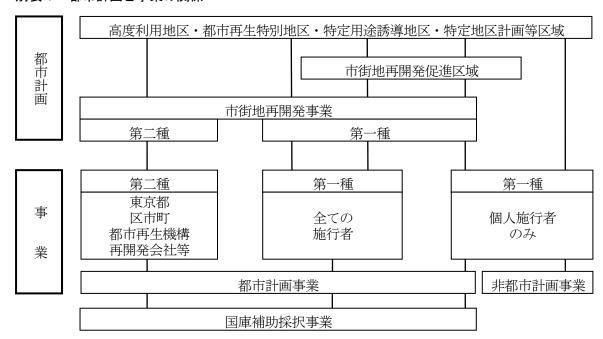
事業の施行は、施行者が事業計画及び権利変換計画(第二種の場合は管理処分計画)について知事 (東京都又は独立行政法人都市再生機構等が施行する場合は、国土交通大臣)の認可を受けて実施 する。

ウ 権利の変換

市街地再開発事業によって建設する施設建築物(再開発ビル)の床は、権利床と保留床とに分けられる。再開発ビルへの入居を希望する権利者には、その権利者が所有している土地・建物の資産相当額に見合った再開発ビルの一部(権利床)を譲り渡す。

また、権利床以外の余剰となる床(保留床)については、事業者に売却する。

別表 1 都市計画と事業の関係



別表 2 市街地再開発事業の手法

名 称	第一種市街地再開発事業	第二種市街地再開発事業			
施行者	個人、組合、再開発会社、地方公共 団体、都市再生機構及び地方住宅供給 公社	地方公共団体、都市再生機構、再開発会社及び地方住宅供給公社			
施行区域	(1)市街地再開発促進区域にあること。 又は (2)次の各条件を満たすこと。 イ 高度利用地区、都市再生特別地 区、特定用途誘導地区又は特定地 区計画等の区域内にあること。 ロ 耐火建築物(地階を除く階数が 2以下であるもの、老巧化してい るもの等を除く。)の建築面積の 合計が全ての建築物の建築面積の おおむね3分の1以下であること 又は敷地面積の合計が全ての宅地 面積のおおむね3分の1以下であること 又は敷地面積の合計が全ての宅地 面積のおおむね3分の1以下であること であること。 ハ 土地の利用状況が著しく不健全 であること。 ニ 当該区域内の土地の高度利用を 図ることが、当該都市機能の更新 に貢献すること。	第一種市街地再開発事業の(2)に該当し、かつ、次のいずれかに該当し、さらに、土地の面積が0.5ha (防災再開発促進地区内は0.2ha)以上であること(被災市街地復興推進地域は第一種市街地再開発事業の(2)に該当のみ)。 イ 不良建築物が多いため、災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること。 ロ 重要な公共施設の整備と併せて、建築物及び敷地を一体的に整備することが合理的であること。 注:市街地再開発促進区域内では施行できない。			
事 業 手 法	権利変換方式(等価交換)	管理処分方式(用地買収)			
転出又は 入居の希望	地区外転出を希望する者が事業計画決定公告日から30日以内に申し出る。それ以外の者は入居となる。	施設建築物への入居を希望する者が事業 計画決定公告日から30日以内に申し出 る。それ以外の者は転出となる。			
地区外転出者に 対する補償金の 支 払	権利変換計画決定公告後、権利変換期 日までに支払う。 権利者側からの請求権はない。	事業計画決定公告後であればいつでも契約に基づいて支払う(管理処分計画には基づかない。)。 権利者側から請求できる。			
権利者に 与えられる権利	権利変換計画により定められる権利床 ・土地の共有持分又は地上権の準共有 持分を取得(権利変換期日) ・建築物の取得(権利変換期日) ・従前の権利の削減	権利者側から請求できる。 管理処分計画により定められる権利床 ・譲受け権の取得(契約・収用時) ・土地の共有持分の取得(工事完了公告 の翌日) ・建築物取得(工事完了公告の翌日) ・従前の権利の売買等の契約			

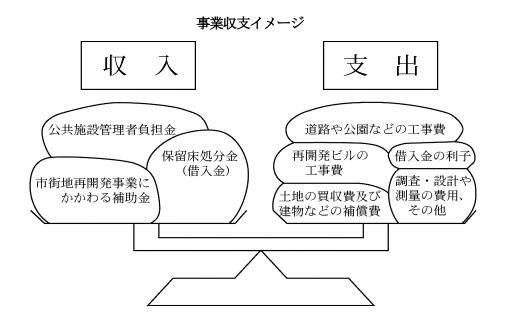
(2) 市街地再開発事業の資金計画と民間活力の導入

ア 資金計画と補助金

市街地再開発事業を施行する場合には、調査・設計や測量の費用を始め、用地の買収費、従前建築物の補償費及び再開発ビルや公共施設等の工事費がかかる。

これらの費用は、公共施設管理者負担金(国や都などの負担金)、建物の共同施設などの整備に関わる国や都などからの補助金、保留床処分金などで賄うことになる。

なお、補助金の割合については、10分の5.5、3分の1及び2分の1がある。



このように、市街地再開発事業では、事業の中で独立採算を図る必要があることから、東京都は特別会計(市街地再開発事業会計)を設置して、都施行事業の経理を明確にしてきた。さらに、平成14年度からは、北新宿地区及び環状第2号線地区について、財務諸表の作成による収支の一層の明確化、採算性を重視した運営及び都民への説明責任を果たすため、企業会計方式(都市再開発事業会計)を導入し、平成16年度から大橋地区、平成28年度から泉岳寺駅地区も含め当会計で経理している。

なお、平成17年度には、亀戸・大島・小松川地区及び白鬚西地区の公共施設整備がおおむね完了したことにより、市街地再開発事業会計を閉鎖し、平成18年度から一般会計で経理している。

イ 民間活力の導入

(7) 特定建築者制度

都施行の市街地再開発事業では、施行者自らが施設建築物の建築を行うのが原則であるが、その全部を従前権利者が取得することとなる床(権利床)のみから成る施設建築物以外のものについて、施行者に代わって他の者(特定建築者)が建築する制度が特定建築者制度である。

従来は都市基盤整備公団(当時)や都住宅局(当時)を、非公募により特定建築者として決定 してきたが、平成11年度からは民間事業者の活力と資金を導入し、創意工夫を生かすため、公募 により特定建築者を決定している。

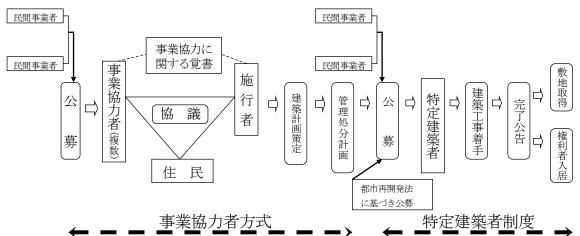
(イ) 事業協力者方式

事業の初期段階から、まちづくりに関する豊富な知識とノウハウを持つ民間事業者を施行者と 権利者のパートナーとして活用し、事業企画提案や従前権利者の生活再建などについて協力を求 めることにより、事業のスピードアップを図る方式である。

都施行事業においては、環状第二号線地区、大橋地区、晴海五丁目西地区、泉岳寺駅地区で事業協力者の公募を行い、応募者へのヒアリング、選考委員会の選定等を経て、決定している。

協力内容は、主として建築企画に関する内容及び権利者対応に関する内容となっており、権利者の意向把握や調整業務について、都と一体となって活動を行う。

民間活力導入の流れ



(3) 市街地再開発事業の現況表

(単位:ha)(令和6年4月1日現在)

		Δ:	計	内訳						
施行	施 行 者		合計		宁中	予定	地区	完了		
		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	
	区部	30	76.0	7	44.9	2	2.9	21	28.2	
個人	多摩部	2	0.5	0	0	0	0	2	0.5	
	計	32	76.5	7	44.9	2	2.9	23	28.7	
	区部	2	4.6	0	0	0	0	2	4.6	
会社施行	多摩部	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	計	2	4.6	0	0	0	0	2	4.6	
	区部	207	314.4	48	80.5	22	34.4	137	199.5	
組合	多摩部	26	24.3	2	1.7	1	1.5	23	21.1	
	計	233	338.7	50	82.2	23	35.9	160	220.6	
	区部	10	201.5	1	1.3	0	0	9	200.2	
都	多摩部	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	計	10	201.5	1	1.3	0	0	9	200.2	
市	計	5	8.9	0	0	0	0	5	8.9	
	区部	15	36	2	3.2	0	0	13	32.8	
都市再生機構	多摩部	6	13.2	0	0	0	0	6	13.2	
	計	21	49.2	2	3.2	0	0	19	46.0	
	区部	264	632.5	58	129.9	24	37.3	182	465.3	
合計	多摩部	39	46.9	2	1.7	1	1.5	36	43.7	
	計	303	679.4	60	131.6	25	38.8	218	509.0	

注)事業完了地区とは、都市再開発法第100条又は第118条の17に規定する建築工事完了公告のあった地区をいう。

(4) 立体道路制度について

土地利用の合理化を図るための取組の一種で、道路の区域を 立体的に定め、道路施設として必要な空間以外の空間の利用を 自由にすることで、道路上下に建築物の建設をできるようにし た制度である。これにより、民有地内にも道路を整備すること が可能となる。

環二地区では、Ⅲ街区(虎ノ門街区)にこの制度を適用し、 環2本線の地下トンネルの上下部に建物を重ね、敷地の有効活 用を図っている。



Ⅲ-5 都施行市街地再開発事業全体計画表

[市街地整備部 再開発課] (令和6年4月1日現在)

	地 区 名 (施行面積)	施行	区域	都市	計画	決	定	事 業	計	画	決定	計	画	の	概	要
都市機能の更新	泉岳寺駅 (1.3ha)	港区 高輪二丁目		H29. 1	1. 30			H31. R2. 11. R4. 9. 1	27 (3	第1回	回変更)	街路 建築 住宅	敷地		約 0. 約 0. 約 38	9ha

Ⅲ-6 都市再生整備計画

〔市街地整備部 企画課〕

事業地区

採択年度	区市町名	地区名			
	中野区	中野区新井・松が丘地区(R2完了)			
平成30年度	豊島区	池袋地区(R 3 完了)			
	八王子市	八王子市中心市街地周辺地区(R 2完了)			
人和一左 库	荒川区	尾久地区(R 4 完了)			
令和元年度	立川市	立川駅周辺地区(R3完了)			
公和 9 左座	八王子市	八王子市中心市街地周辺地区			
令和3年度	町田市	町田駅周辺地区			
	中央区	日本橋一之部地区			
△和4年	目黒区	祐天寺駅周辺地区			
令和4年度	足立区	綾瀬・北綾瀬地区			
	小平市	小川駅前周辺地区			
	渋谷区	渋谷駅周辺地区			
	杉並区	荻窪駅周辺地区			
公和 [左 左	豊島区	池袋地区(第2期)			
令和5年度	荒川区	西尾久地区、南千住西地区			
	調布市	調布・布田・国領駅周辺地区			
	狛江市	狛江駅周辺地区			
△和 € 左左	台東区	東部地区			
令和6年度	品川区	立会川・勝鳥地区			

規制緩和地区(道路占用許可基準の特例制度を活用)

活用開始年度 区市町名		地区名
平成 28 年度	新宿区	新宿駅周辺地区
亚出 20 年度	港区	環状第二号線周辺地区
平成 30 年度	渋谷区	渋谷駅周辺地区
令和4年度	多摩市	多摩センター駅周辺地区
	府中市	府中駅・府中本町駅周辺地区
令和5年度	台東区	御徒町駅周辺地区
	調布市	調布市シェアサイクル事業推進地区

規制緩和地区(公園占用許可基準の特例制度を活用)

.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
活用開始年度	区市町名	地区名					
平成 30 年度	江東区	江東区コミュニティサイクル推進地区					
令和2年度	荒川区	シェアサイクル推進地区					
7412年度	八王子市	八王子市シェアサイクル推進地区					
令和3年度	大田区	大田区コミュニティサイクル推進地区					
令和5年度	東大和市	東大和市シェアサイクル推進地区					

規制緩和地区(河川敷地占用許可基準の特例制度を活用)

活用開始年度	区市町名	地区名
令和元年度	大田区	羽田空港跡地周辺地区
令和2年度	世田谷区	二子多摩川駅周辺地区

Ⅳ 人・モノの交流ネットワークの機能強化

Ⅳ-1 羽田空港における国際線就航状況

〔都市基盤部 交通企画課〕

	ロンドン パリ フランクフルト ミュンヘン ローマ ヘルシンキ
	コペンハーゲン イスタンブール ドバイ ドーハ バンクーバー トロント
	サンフランシスコ ロサンゼルス シカゴ ミネアポリス ニューヨーク
23 国・地域 46 都市	シアトル アトランタ デトロイト ワシントン ヒューストン コナ
40 旬1111	ニューアーク ホノルル ダラス 北京 上海 広州 大連 深セン 青島
	天津 台北 香港 ソウル シンガポール バンコク ジャカルタ マニラ
	デリー ハノイ ホーチミン クアラルンプール シドニー ケアンズ

※令和6年夏ダイヤ第1週の実績(令和6年3月31日~4月6日)

※出典:国土交通省HP(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk1_000013.html)

Ⅳ-2 流通業務市街地整備計画現況表

〔都市基盤部 調整課〕

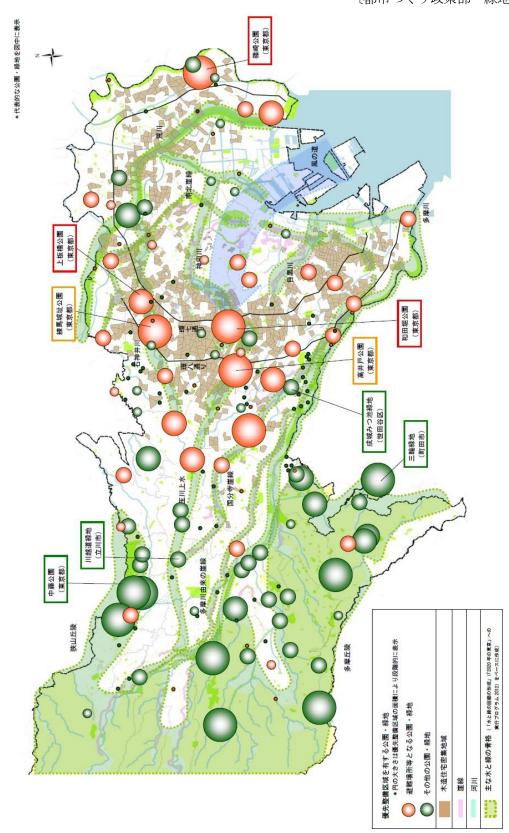
(令和6年4月1日現在)

			南部 (大田区平和島)		西北部 (板橋区高島平)		北部 (足立区入谷)	東部 (江戸川区臨海町)		
都可		決定年			昭和43.3.12 (令和2.3.5)		昭和46.2.8		昭和44.3.13 (令和5.3.8)	昭和52. 3. 24 (平成16. 6. 24)
	流通	業務地区	ζ.			約73.7ha	約31.4ha		約33.3ha	約51.7ha
	流通	業務団地	<u>F</u>			約64.7ha	約31.4ha		約33.3ha	約49.2ha
	トタ	ラ ー ミ	ッ ナ	クル	流通		約11.6ha 240 バース	流		約18.5ha 357バース
	卸	売	市場		業	%/1E1 91	約6.1ha	通		約7.5ha
主な	倉			庫	務	約51.3ha	約3.7ha	業	約25.7ha	約7.3ha
施設	卸	売		業	施設		約5. 2ha	務施		約9.4ha
	そ	の 他 -		_	コンテナ・デポ 約0.8ha	設		道路貨物運送業 約4.7ha		
	道路等公共施設			約13.4ha	約4.0ha		約7.6ha	約1.8ha		
	整例					完成	完成		完成	完成

※南部及び北部流通業務団地は、都市計画変更により施設ごとの業種区分を変更(廃止)し、「流通業務施設」に統一した。

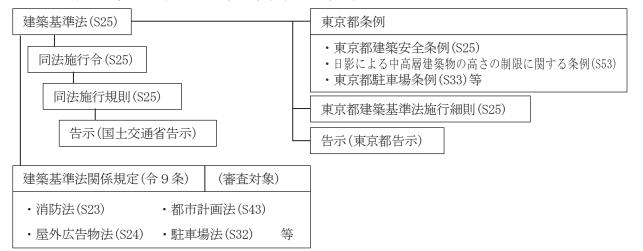
V-1 設定した優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ(令和2年)

〔都市づくり政策部 緑地景観課〕



Ⅵ-1 建築規制(建築基準法関係)の体系

[市街地建築部 建築企画課]



VI-2 建築指導事務の所管範囲の概要

〔市街地建築部 建築企画課〕 (令和6年4月1日現在)

所管 内容	市街地建築部	多摩建築 指導事務所	特別区	建築主事を設置 している市
建築確認及 び建築物の 違反取締り	1 特別区の区域内 ① 延べ面積10,000㎡を超える建築物 ② 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物 2 多摩地域内(建築主事を設置している市を除く。) 総合設計の許可に係る建築物 3 島しょ地域内の建築物	多摩地域内 (建築主 事を設置している 市を除く。) におい て、市街地建築部が 建築確認を所管す る建築物以外の建 築物	市街地建築 部が建築確 認を所管す る建築物以 外の建築物	全ての建築物
建築基準法 の規定によ る許可・認 定等	 特別区の区域内 市街地建築部が建築確認を所管する建築物 多摩地域内(建築主事を設置している市を 除く。) 総合設計の許可に係る建築物 島しょ地域内の建築物 	多摩地域内 (建築主 事を設置している 市を除く。) におい て、市街地建築部が 建築確認を所管す る建築物以外の建 築物	市街地建築 部が建築確 認を所管す る建築物以 外の建築物	全ての建築物
道路の位置 の指定	島しょ地域内	多摩地域内 (建築主 事を設置している 市を除く。)	全ての指 定	全ての指定
建築協定の認可	島しょ地域内(建築協定条例を制定している町村に限る。)	多摩地域内 (建築主 事を設置している 市を除く。) ただし、建築協定条 例を制定している 市町村に限る。	全ての認可	全ての認可

注) 建築主事を設置している市: 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市及び西東京市

Ⅵ-3 東京都建築審査会開催取扱件数

〔市街地建築部 調整課〕

	事項	3年度	4年度	5年度	
	開催回数	12回	12回	12回	
	同意案件	116件	119件	108件	
審査	受理	8件	3件	2件	
	裁決	5件	4件	5件	
請求	取下げ	0件	0件	0件	

Ⅵ-4 建築確認申請件数

[市街地建築部 建築指導課]

(単位:件)

									(単位・件)
				確認	(計画通知	印を含む。)		
所管	年度	木造	鉄骨鉄筋 3/か一造	鉄 筋 ゴ/かー・造	鉄骨造	ゴ/小 ブッ/造	その他	工作物	計
市街地	3	11	2	24	35	0	4	7	83
	4	9	1	28	29	0	2	7	76
建築部	5	10	0	30	43	0	1	7	91
多摩建築	3	111	0	19	23	1	5	6	165
り お は は は は は は は に に に に に に に に に に に に に	4	97	0	23	19	0	10	6	155
14年事務別	5	61	0	17	10	0	3	6	97
	3	122	2	43	58	1	9	13	248
計	4	106	1	51	48	0	12	13	231
	5	71	0	47	53	0	4	13	188

Ⅵ-5 昇降機等の新規設置台数

[市街地建築部 建築指導課]

(単位:台数)

所管	年度	エレベーター	小荷物専用 昇降機	エスカレーター	遊戲施設	計
士法山山	3	60	1	8	0	69
市街地	4	62	3	1	0	66
建築部	5	68	4	8	0	80
夕麻油笠	3	13	0	0	0	13
多摩建築	4	28	4	0	0	32
指導事務所	5	16	1	0	0	17
	3	73	1	8	0	82
計	4	90	7	1	0	98
	5	84	5	8	0	97

VI−6 建築物及び建築設備等の定期報告件数 [市街地建築部 建築企画課] (単位:建築物、防火設備は件数、建築設備は設備数、昇降機等は台数)

		`	, ,	107 1077 (11)	///··· / / // · ·	在未以 ///100	***********	的效力100日多	*/
				建築設備	昇	降	機	等	
所管	年度	建築物	防火設備		エレベーター	小荷物専用 昇 降 機	エスカレーター	遊戲施設	計
- : : : : : 	3	2, 294	4, 788	16, 200	32, 281	416	8, 979	0	41,676
市街地 建築部	4	2, 271	4, 915	16, 512	32, 613	419	8, 963	0	41, 995
	5	2, 286	4, 942	16, 742	32, 718	407	9, 040	0	42, 165
夕 広 独 ⁄⁄5	3	2, 173	1,897	7, 388	7, 677	755	744	32	9, 208
多摩建築 指導事務所	4	2, 103	2, 004	7, 650	7, 863	753	738	26	9, 380
	5	957	2, 038	7, 727	7, 875	762	735	25	9, 397
	3	4, 467	6, 685	23, 687	39, 958	1, 171	9, 723	32	50, 884
計	4	4, 374	6, 919	24, 162	40, 476	1, 172	9, 701	26	51, 375
	5	3, 243	6, 980	24, 469	40, 593	1, 169	9, 775	25	51, 562

VI-7 構造別着工建築物(床面積の合計) 〔市街地建築部 建築企画課〕

(単位:千m²)

	事	頂	3年度	4年度	5年度
	総	数	14, 209	13, 208	13, 366
	木	造	3, 853	3, 600	3, 574
	鉄骨鉄筋二	コンクリート	532	350	450
内	鉄筋コン	クリート	4, 919	5, 704	5, 080
訳	鉄	骨造	4, 883	3, 534	4, 235
	コンクリー	ートブロック	1	1	1
	そ	の 他	21	19	26

(注) 単位未満は四捨五入

Ⅵ-8 利用関係別着工新設住宅戸数 〔市街地建築部 建築企画課〕

(単位:戸)

事項				3年度	4年度	5年度	
		総数			134, 313	135, 382	124, 810
	持			家	16, 771	14, 672	13, 289
内	貸			家	69, 632	70, 044	67, 955
内訳	給	与	住	宅	666	478	525
	分	譲	住	宅	47, 244	50, 188	43, 041

VI-9 建築紛争内容別件数

[市街地建築部 調整課] (単位:件)

				紛 争 内 容 別 件 数							
所管 年度	建築紛 争件数	日照障害	電波障害	害風	プライ バシー 圧迫感	工事 被害	交通 公害	景観・ 街並み との調 和	その他		
	3	2	1	0	0	2	1	1	1	0	
市街地	4	6	4	0	0	5	5	0	1	1	
建築部	5	5	2	0	0	4	2	0	0	1	
多摩建	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
築指導	4	2	1	1	0	0	0	0	0	1	
事務所	5	2	0	0	0	0	2	0	0	0	
	3	2	1	0	0	2	1	1	1	0	
計	4	8	5	1	0	5	5	0	1	2	
	5	7	2	0	0	4	4	0	0	1	

⁽注) 紛争内容は複数あるため、建築紛争件数と紛争内容別件数の合計は一致しない。 建築紛争件数は紛争調整の申出件数を計上(多摩建築指導事務所は主な相談のあった件数を含む。)。

VI - 10 建設業許可件数(都知事許可分) 〔市街地建築部 建設業課〕(単位:件)

事項		3年度	4年度	5年度
年度末許可業者数		40, 825	40, 859	41, 375
新	規	1, 930	1, 853	1,855
更	新	8, 450	7, 348	4, 574

Ⅵ-11 建設工事紛争取扱件数

[市街地建築部 調整課]

~ ~ ~ ~ ~	Ç:1: P	1, D, C > (C) () () () () ()	
事項	3年度	4年度	5年度
あっせん	2件	3件	0件
調停	14件	11件	10件
仲 裁	5件	7件	4件
審査会開催回数	延べ47回	延べ35回	延べ47回
工 事 紛 争 相 談	266件	184件	150件

Ⅵ-12 行政処分等件数

〔市街地建築部 建設業課〕(単位:件)

事項				3年度	4年度	5年度	
行	政	女 処 分		女 処 分 14		17	11
相	談	指導		239	209	168	
个日	助言		•	322	512	413	

(注) 相談件数は、初回の相談件数のみである。

・指導:相談等により、直接業者に対し指導したケース

・助言:相談者に対しアドバイスしたケース

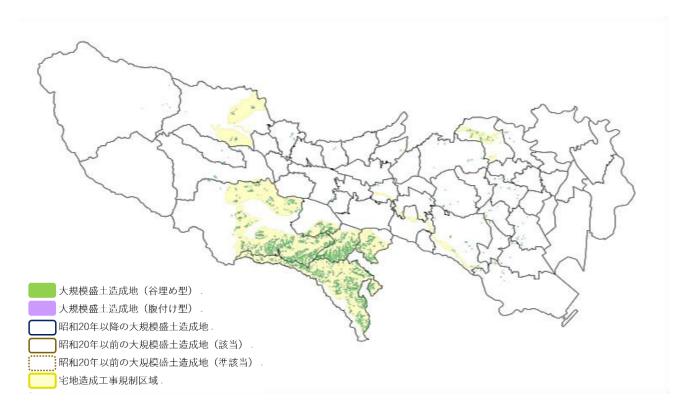
Ⅵ-13 宅地造成工事規制区域の内訳

〔市街地整備部 区画整理課〕 (令和6年4月1日現在)

Lat.			口 出	区 市				
地	区	面積(ha)	[□ II]	計	第1次指定	第2次指定	第3次指定	
区	部	771.6	世田谷区	246.0		246.0		
	口口	771.0	板 橋 区	525. 6		525. 6		
市	部	8, 902. 0	八王子市	8, 902. 0	6, 689. 0	2, 213. 0		
111	口口	6, 306. 8	町 田 市	6, 306. 8	2, 414. 0	3, 892. 8		
多摩			青 梅 市	2, 377. 0		47.8	2, 329. 2	
指 導 開発指	事務所 導第一課	3, 098. 8	日 野 市	700. 5	700. 5			
所 管			あきる野市	21.3	21.3			
			三鷹市	71.4		71. 4		
多摩	建築		調布市	121. 6		121.6		
指導	事務所	2 217 0	小金井市	67. 3		67. 3		
開発指	導第二課	3, 217. 8	東久留米市	3. 5	3. 5			
所 管	区域		多摩市	1, 650. 0	1, 650. 0			
			稲 城 市	1, 304. 0		1, 304. 0		
合	計	22, 297. 0	2 区11市	22, 297. 0	11, 478. 3	8, 489. 5	2, 329. 2	
区域指定の効力発生年月日					昭37.10.1	昭38. 11. 10	昭40. 10. 20	

Ⅵ-14 大規模盛土造成地マップ

〔市街地整備部 区画整理課〕 (令和6年4月1日現在)



Ⅲ-1 局所管東京都政策連携団体

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	多摩都市モノレール株式会社					
設立の目的	多摩地域における南北方向の交通の利便を確保するため、東京都と一体となって都市モノレールを 建設するとともに、このモノレール事業を経営する。					
団体の概要	設立年月日 昭和61年4月8日 資 本 金 100 百万円 (東京都の持株割合 79.87%)					
事業の概要	営業路線 立川北〜上北台 平成10年11月27日開業 立川北〜多摩センター 平成12年1月10日開業 (全線開業)					
指導·助成	資本金の支出のほか、無利子貸付等を行っている。					
担当部課	都市基盤部 調整課					

団 体 名	東京臨海高速鉄道株式会社					
設立の目的	東京圏鉄道ネットワークの充実を図るとともに、臨海副都心の開発を促進し、既成市街地と臨海副 都心とを結ぶ大量の輸送需要に応えるため、旧京葉貨物線を活用し臨海副都心、大井町、大崎に至る 鉄道事業を行うことを目的とする。					
団体の概要	設立年月日 平成3年3月12日 資本 金 124,279百万円(東京都の出資割合 91.32%) 第1期事業 1,235億円 第2期事業 3,175億円					
事業の概要	第1期区間 新木場〜東京テレポート 平成8年3月30日開業 第2期区間 東京テレポート〜天王洲アイル 平成13年3月31日開業 天王洲アイル〜大崎 平成14年12月1日開業 (全線開業)					
指導·助成	資本金の支出等を行っている。					
担当部課	都市基盤部 調整課					

団 体 名	公益財団法人東京都都市づくり公社						
設立の目的	都市の総合的整備及び地域開発を促進することにより、良好な都市環境の実現を図り、併 せて首都東京の秩序ある発展に寄与することを目的とする。						
団体の概要	設立年月日 昭和36年7月20日 出えん団体 東京都、八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、羽村市 出えん金 1,300万円(東京都1,000万円)						
事業の概要	土地区画整理事業、下水道事業、 都市機能更新事業、地域支援事業、資源リサイクル事業、都市づくり支援事業等						
指導・助成	① 定款や協定等に基づき公社運営の重要事項についての指導・監督② 公社が関係市町から受託して施行する土地区画整理事業に対する交付金の交付						
担当部課	市街地整備部 管理課						

団 体 名	株式会社多摩ニュータウン開発センター
設立の目的	東京都が開発する多摩ニュータウン西部地区の拠点である南大沢センター地区において、多摩ニュータウン事業と整合を図りながら、業務・商業施設などを計画的に立地させ、また、それらの施設の管理 運営を通じて地域の健全な発展に資する。
団体の概要	設立年月日 昭和63年7月16日 資本金 8億9700万円 (東京都の出資割合 51.2%) 民事再生法による民事再生手続開始 (平成13年11月認可確定) 民事再生法による民事再生手続終結 (平成16年11月決定)
事業の概要	商業施設の建設・賃貸 「ガレリア・ユギ」(平成4年開業) 「プラザA」(平成9年開業) 複合施設の建設・賃貸 「パオレ」(平成4年開業) 駐車場の管理運営 立体駐車場(平成10年開業)ほか
指導·助成	資本金の支出等を行っている。 民事再生手続開始の申立て (平成13年3月)
担当部課	多摩まちづくり政策部 多摩まちづくり推進課

Ⅷ-2 事業協力団体

(令和6年4月1日現在)

名 称	設 立	主な営業内容	所 管 部
株式会社建設資源広域利用センター	平成 14 年4月1日	① 建設発生土等の斡旋、仲介及び受入管理② 全国の港湾埋立地等への建設発生土の海上輸送③ 建設発生土等の利用方法、改良、リサイクル等に関する調査研究	都市づくり政策部 広域調整課
首都圈新都市鉄道株式会 社	平成3年3月 15 日	つくばエクスプレス(常磐新線)の整備と運営	
東京地下鉄株式会社	平成 16 年4月1日 民営化	① 特別区を中心に地下鉄事業を運営 ② ビル事業、ステーションサービス事業 及びメディア事業を運営	≠7 ± 甘 Φυ →7
首都高速道路株式会社	平成 17 年 10 月1日 民営化	特別区及びその周辺地域における首 都高速道路の新設、改築、維持及び修 繕	都市基盤部 調整課
日本自動車ターミナル株式会社	昭和 40 年7月 28 日	都内4か所のトラックターミナルの運営 及びターミナルに附帯する事業	

Ⅲ-3 附属機関

No	機関名	設置の目的	根 拠 法 令	委員の構成・任期
1	東京都国土利用審議会	知事の諮問に応じ、東京 都における国土の利用に 関する基本的な事項や、土 地利用に関する重要な事 項等について調査審議す るため	国土利用計画法東京都国土利用審議会条例	(会 長 有田 智一) 学識経験者 10名 特別区及び市町村の長の代表 3名 都議会議員 7名 特別区及び市町村の 議会の議長の代表 3名 計 23名 ○任 期:在職中。ただし、学識経 験者のみ2年
2	東京都土地利用審査会	土地取引の規制に関す る審査等を行うため	国土利用計画法東京都土地利用審 査 会 条 例	(会 長 森本 章倫) 委 員 5名 ○任 期:3年
3	東京都都市計画審議会	都市計画上必要な事項を調査審議するため	都市計画法東京都都市計画審議会条例	(会 長 原田 保夫) 学識経験者 10名 関係行政機関職員 7名 特別区及び市町村の長の代表 3名 都議会議員 10名 特別区及び市町村の 議会の議長の代表 3名 計 33名 ○任 期:在職中。ただし、学識経 験者のみ2年
4	東京都景観審議会	景観条例の規定により 定められた事項及び知事 が諮問する景観づくりに 関する重要事項を調査審 議するため	東京都景観条例	(会長 光井 渉) 学識経験者 8名 都民 3名 事業者 2名 特別区及び市町村の長の代表 3名 委員計 16名 ○任期:2年
5	東京都開発審査会	開発許可、建築制限等の 処分又は不作為等に係る 審査請求に対する裁決 市街化調整区域におけ る開発許可及び建築許可 等に関する審議	都市計画法東京都開発審查会条例	(会 長 金井 利之) 委 員 7名 ○任 期:2年

(令和6年4月1日現在)

		(令和6年4月1日現在)	
	令和5年度審議事項・開催回数	会議等の公開	担当部課
0	審議事項 開催回数 0 回	会議:公開 (一部非公開) 会議録:公開 (一部非公開)	都市づくり政策部広域調整課
0	開催回数 0回	会議:公開(一部非公開)会議録:公開(一部非公開)	都市づくり政策部 都市計画課
0	審議·報告等件数 61件 開催回数 4回 (第237回 令4. 5. 17) (第238回 令4. 9. 2) (第239回 令4. 11. 18) (第240回 令5. 2. 8)	会議:公開(一部非公開)会議録:公開(一部非公開)	都市づくり政策部都市計画課
0	開催回数 景観審議会 1回 専門部会 11回 審議事項 東京都選定歴史的建造物の選定ほか	会議:公開(一部非公開)会議録:公開(一部非公開)	都市づくり政策部 緑地景観課
0	開催回数 9回	会議:公開	市街地整備部
0	許可申請に関わる付議 0件	(一部非公開) 会議録:公 開	管理課
0	審査請求の審査及び裁決 前年度繰越 1 件 新 規 3 件	(一部非公開)	
	取下げ 2件 翌年度繰越 1件		

No	機関名	設置の目的	根 拠 法 令	委員の構成・任期
6	東京都広告物審議会	屋外広告物の規制の適 正を図るため	東京都屋外広告物条例	(会 長 佐々木 宏) 学識経験者 11名 広告主の代表 2名 広告業者の代表 3名 関係行政機関の職員 3名 東京都職員 3名 計 22名 ○任 期:2年。ただし、関係行政 機関の職員及び東京都職 員は在職中
7	東京都建築審査会	建築指導事務の公正な 運営を図るため	建築基準法東京都建築審査会条例	(会 長 杉藤 崇) 建築関係 3名 行政関係 1名 都市計画関係 1名 公衆衛生関係 1名 法律関係 1名 計 7名 ○任 期:2年
8	東京都建設工事紛争審査会	建設工事の請負契約に 関する紛争のあっせん、 調停及び仲裁	建設業法施行令	(会 長 土屋 文昭) 委 員 15名 特別委員 25名 計 40名 ○任 期:2年
9	東京都建築士審査会	二級・木造建築士試験 に関する事務及び建築 士・建築士事務所の処分 の同意	建築士法施行令 東京都建築士法施 行 細 則	(会 長 谷口 久美子) 委 員 8名 ○任 期:2年
10	東京都建築紛争調停委員会	紛争の予防と調整に関する重要事項について調査審議し、また、紛争調停に対する知事からの求めに応じて意見を述べる。	東京都中高層建築 物の建築に係る紛 争の予防と調整に 関する条例	(会 長 森 倫洋) 委 員 15名 ○任 期:2年

令和5年度審議事項・開催回数	会議等の公開	担 当 部 課
 ○ 審議事項 地区計画及び景観計画に基づく屋外広告物の規制について 屋外広告物条例第30条に基づく許可の特例について 開催回数本審議会 3回小委員会 8回 	会 議:公 開会議録:公 開(小委員会は非公開)	都市づくり政策部緑地景観課
○ 審議事項1 建築基準法に基づく許可に当たっての同意の審議2 建築基準法に基づく処分等に対する審査請求の審議等○ 開催回数 12回	会 議:公 開(一部非公開) 会議録:公 開(一部非公開)	市街地建築部調整課
○ 審議件数あっせん調停10件仲裁4件○ 開催回数 委員会1回	会議:非公開会議録:非公開	市街地建築部調整課
○ 開催回数 委員会 1 回 全体会議 1 回 あっせん、調停、仲裁 47回		
○ 審議事項1 建築士試験の実施計画2 建築士試験合格点の内申3 建築士等の処分の同意○ 開催回数	会 議:非公開会議録:非公開	市街地建築部建築企画課
○ 審議件数 調 停 0件	会議: 非公開会議録: 非公開	市街地建築部調整課
○ 開催回数 委員会 0回小委員会 0回		

No	機関名	設置の目的	根 拠 法 令	委員の構成・任期
11	東京都市計画事業 各地区※の 市街地再開発審査会 ※ ・亀戸・大島・小松川 第三地区第六工区 ・環状第二号線新橋・ 虎ノ門地区 ・泉岳寺駅地区	土地・建物に関する権利関係を大きく変化させる事業であるので、権利変換手続又は管理処分手続が公平・適正に行われるためのチェック機能を確保し、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。	都市再開発法 東京都市計画事業 各地区の市街地 再開発事業施行 規 程	学識経験者(一号委員) 0名~5名 地権者委員(二号委員) 0名~5名 〇任期:在職中
12	東京都市計画事業 各地区※の 土地区画整理審議会 ※ ・六町四丁目付近 ・新宿駅直近地区	土地の区画形質の変更により、宅地の利用増進等を図る事業なので、権利者の意見を反映させ、事業が民主的かつ公平に運営されるよう審議会を設置し、事業の適正な執行を図ることを目的とする。	土地区画整理法 土地区画整理法施行令 東京都市計画事業 各地区の土地区画 整理事業施行規程	各審議会委員 学識経験者 1名~2名 宅地所有者 4名~8名 借地権者 0名~1名 ○任 期:5年

令和5年度審議事項・開催回数	会議等の公開	担当部課
○ 審査・報告事項等	会 議:非公開 議事録:非公開	第二市街地整備事務所 管理課
〇 開催回数 0回		
○ 審議・報告事項等 会長・会長代理の選出 議事運営規則及び傍聴内規の制定 評価員諮問の内容について ほか○ 開催回数 2回	会 議:原則公開 議事録:原則公開	第一市街地整備事務所 管理課 第二市街地整備事務所 管理課

パンフレット類リスト

<エリア別資料>

分類	名 称	作成年月	ページ数	担当課	備考
	東京の都市づくりビジョン(改定)	平成21年7月	183	都市づくり政策部 広域調整課	有償(¥489)
分 東京都全域 都内各地域・地区類	東京都市白書 CITY VIEW TOKYO (英語版、日本語版*、中国語版*、韓国語版*、ポルトガル語版 *、フランス語版*、ドイツ語版*、スペイン語版*)	平成28年3月	60	都市づくり政策部広域調整課	有償(¥408) *:HPのみ公開
	東京の都市づくりのあゆみ	令和元年6月	127	都市づくり政策部 広域調整課	有償
都全	The Changing Face of Tokyo:From Edo to Today, and into the Future (東京の都市づくりのあゆみ(英語版))	令和2年3月	127	都市づくり政策部広域調整課	有償
	世界の範となる魅力とにぎわいを備えた「環境先進都市」をめざして	平成22年3月	8	都市づくり政策部 広域調整課	
	東京都豪雨対策基本方針(改定)	令和5年12月	126	都市基盤部 調整課	
	東京都豪雨対策アクションプラン	令和2年1月	33	都市基盤部 調整課	HPのみ公開
	大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020	令和3年3月	106	都市づくり政策部 開発企画課	
	東京駅丸の内口周辺トータルデザイン概要版	平成19年3月	6	都市づくり政策部 開発企画課	
	品川周辺地域 都市·居住環境整備基本計画	平成18年9月	24	都市づくり政策部 開発企画課	
	品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020	令和2年3月	125	都市づくり政策部 開発企画課	
	亀戸・大島・小松川地区 市街地再開発事業(第一種事業 第一・二地区)(第二種事業 第三・四・五地区)東京都施行	平成21年3月	11	市街地整備部 再開発課	
各地	環状第二号線新橋·虎/門地区 市街地再開発事業(第二種事業)東京都施行	平成23年3月	12	市街地整備部 再開発課	
地	北新宿地区 市街地再開発事業(第二種事業)東京都施行	平成27年3月	9	市街地整備部 再開発課	
区	大橋地区 市街地再開発事業(第二種事業)東京都施行	平成23年3月	12	市街地整備部 再開発課	
	泉岳寺駅地区 第二種市街地再開発事業	平成30年6月	8	市街地整備部 再開発課	
	多摩の拠点整備基本計画	平成21年8月	160	多摩まちづくり政策部 多摩まちづくり推進課	
	東京都の公募予定地一覧(平成30年3月現在)	平成30年3月	22	多摩まちづくり政策部 多摩ニュータウン課	
	多摩ニュータウン地域再生ガイドライン	平成30年2月	98	多摩まちづくり政策部 多摩まちづくり推進課	

<都市整備局ガイド類>

名 称	作成年月	ページ数	担当課	備考
東京の都市整備2022	令和4年3月	42	総務部 総務課	
Urban Development in Tokyo 2020	令和3年12月	40	総務部 総務課	
都市計画のあらまし 令和3年版	令和3年11月	159	総務部 総務課	有償(¥705)
Outline of the City Planning (2021Version)	令和4年3月	160	総務部 総務課	

<分野別資料>

分類	列 貞科 > 名 称	作成年月	ページ数	担当課	備考
刀坝	東京都都市計画地理情報システム	平成25年3月	4	都市づくり政策部	7冊与
都	東京都の国土調査 令和2年度版	中成25年3月 令和3年1月	43	都市計画課都市づくり政策部	
市計				土地利用計画課 都市づくり政策部	+ M (VO 040 0)
画	東京の土地2022	令和5年11月	242	広域調整課 都市づくり政策部	有償(¥2,246.2)
土	東京の土地利用 平成28年東京都区部	平成30年3月	58	土地利用計画課都市づくり政策部	有償(¥750)
地 利	東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域	平成31年3月	57	土地利用計画課都市づくり政策部	有償(¥520)
用	都市再生特別措置法に基づく都市計画の提案制度	平成15年3月	20	開発企画課都市づくり政策部	
	用途地域等の見直しを行いました	平成16年6月	4	土地利用計画課	
	東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	平成28年3月	110	都市基盤部 街路計画課	有償(¥270)
	東京における都市計画道路の整備方針(概要版)	平成28年3月	14	都市基盤部 街路計画課	
	東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針	令和元年11月	83	都市基盤部 街路計画課	有償(¥177)
交通	東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(概要版)	令和元年11月	*	都市基盤部 街路計画課	※観音開き両面計A4版 8面(A4版折り畳み)
	たまリバー50キロ コースマップ	平成28年10月	*	都市基盤部 街路計画課	※変形A2版ミウラ折り(折り込み後のサイズ:A7版)
岭	踏切対策基本方針	平成16年6月	77	都市基盤部 交通企画課	有償(¥1,410)
卖大	踏切対策基本方針(概要版)	平成16年6月	8	都市基盤部 交通企画課	
道 等	首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針(概要版)	平成23年10月	4	都市基盤部 交通企画課	
·	TOKYO BRT	令和2年2月	*	都市基盤部 交通企画課	※観音開き両面計A4版 8面(A4版折り畳み)
	東京における地域公共交通の基本方針	令和4年3月	69	都市基盤部交通企画課	
	東京都自転車活用推進計画	令和3年5月	106	都市基盤部 交通企画課	
	バスなど公共交通への自動運転サービスの導入に向けたガイドライン	令和6年3月	215	都市基盤部 交通企画課	※HP上で公開
	生まれ変わるまち	平成25年3月	32	市街地整備部企画課	
٠.	海に臨む東京の新しいまちづくり	平成29年3月	6	市街地整備部 区画整理課	
まち、	街区再編まちづくり制度	平成15年10月	6	都市づくり政策部土地利用計画課	
づく	快適未来まちづくり	令和4年3月	31	市街地整備部企画課	
9	再開発をみんなの手で(市街地再開発事業のあらまし)	平成23年3月	20	市街地整備部再開発課	
区画	生産緑地を有効に活用しませんか? 小さな区画整理のススメ	平成28年5月	4	市街地整備部企画課	
整理	東京都における都市再開発の方針	令和3年3月	25	市街地整備部企画課	
一、再	道路整備と一体的に進める沿道まちづくり	平成23年3月	6	市街地整備部 防災都市づくり課	
開	土地の先買い制度のあらまし	平成22年11月	4	都市づくり政策部都市計画課	
発 等	東京ベイeSGまちづくり戦略2022	令和4年3月	117	都市づくり政策部開発企画課	有償(¥2,311.1)
	西新宿地区再整備方針	令和5年3月	31	都市づくり政策部開発企画課	
	都庁周辺の空間再編計画	令和6年3月	42	都市づくり政策部開発企画課	
	防災都市づくり推進計画〈整備プログラム〉~「燃えない」「倒れない」震災に強い安全・安心な都市の実現を目指して~	令和3年3月	558	市街地整備部防災都市づくり課	※HP上で公開
	防災都市づくり推進計画〈基本方針〉~「燃えない」「倒れない」震災に強い安全・安心な都市の実現を目指して~	令和2年3月 (令和3年3月一部修正)	82	市街地整備部 防災都市づくり課	※HP上で公開
	不燃化特区制度~燃え広がらない・燃えないまちづくり~	令和3年4月	4	市街地整備部 防災都市づくり課	
	あなたのまちの地域危険度〜地震に関する地域危険度測定調査(第9回)〜	令和4年9月	21	市街地整備部防災都市づくり課	
防	地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)	令和4年9月	401	市街地整備部 防災都市づくり課	有償(¥911)
災	震災時火災における避難場所・地区内残留地区等の指定(区部)	令和4年7月	8	市街地整備部防災都市づくり課	
	東京都の防災都市づくり~震災に強い都市の実現に向けて~	平成29年4月	*	市街地整備部防災都市づくり課	※A1刷 (A4版折り畳み)
	東京危険度マップ 23区+多摩地域 2022年度版	令和4年9月	60	市街地整備部 防災都市づくり課	有償(¥153)
	震災復興グランドデザイン (概要版)	平成13年5月	8	市街地整備部企画課	
	都市復興の理念、目標及び基本方針	令和元年6月	24	市街地整備部 企画課	※HP上で公開

分	類	名 称	作成年月	ページ数	担当課	備考
		復興小公園の再生	令和5年8月	16	総務部企画技術課 市街地整備部企画課	※HP上で公開
		安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介	令和3年11月	48	市街地建築部 建築企画課	
		ビル・マンションの耐震化読本~ビル・マンションオーナーに役立つ耐震改修事例の紹介~	令和元年12月	48	市街地建築部 建築企画課	
建築・開発		東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度	令和4年2月	20	市街地建築部 建築企画課	
		大地震から首都東京を守る特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	令和3年8月	12	市街地建築部 建築企画課	
		一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に御協力ください!	令和3年8月	12	市街地建築部 建築企画課	
		建物を液状化被害から守ろう。	令和4年9月 (令和4年9月一部修正)	14	市街地建築部 建築指導課	
		長周期地震動対策を進めるために	平成30年3月	6	市街地建築部 建築指導課	
		生かそう資源・進めようリサイクル	平成23年12月	6	都市づくり政策部 広域調整課	
		環境軸ガイドライン	平成19年6月	80	都市基盤部 街路計画課	
		貴重な水資源の有効利用のお願い「水の有効利用促進要綱」	令和5年3月	8	都市づくり政策部 広域調整課	
		水の有効利用のすすめ	令和5年3月	24	都市づくり政策部 広域調整課	
市		建設工事の実施にあたっては「分別」と「リサイクル」が必要です。	平成31年2月	8	都市づくり政策部 広域調整課	
環境		建設リサイクル 持続的な都市の発展のために	平成31年3月	20	都市づくり政策部 広域調整課	
$\overline{}$		都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)	令和2年7月	65	都市づくり政策部 緑地景観課	有償(¥528)
Fr.		緑確保の総合的な方針(改定)	令和2年7月	111	都市づくり政策部 緑地景観課	有償(¥767)
`		緑農住まちづくりガイドライン	令和4年3月	172	都市づくり政策部 緑地景観課	
サ		緑農住まちづくりハンドブック	令和4年3月	20	都市づくり政策部 緑地景観課	
ク		屋外広告物のしおり	令和5年7月	96	都市づくり政策部 緑地景観課	
` `		東京都景観計画	平成30年8月	196	都市づくり政策部 緑地景観課	
観		東京都景観色彩ガイドライン	平成29年6月	55	都市づくり政策部 緑地景観課	
等)	景	良好な夜間景観形成のための建築計画の手引	令和元年8月	38	都市づくり政策部 緑地景観課	
	観	東京都選定歴史的建造物と特に景観上重要な歴史的建造物等	令和6年3月	49	都市づくり政策部 緑地景観課	
		届出・事前協議制度による東京の景観形成	令和元年10月	10	都市づくり政策部 緑地景観課	
		歴史的景観保全の指針	平成31年3月	25	都市づくり政策部 緑地景観課	
		小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針	平成27年3月	93	多摩まちづくり政策部 多摩まちづくり推進課	
		建築基準法改正(令和元年6月25日施行)により200㎡以下の用途変更の手続 (確認申請)が不要になりました	令和3年4月	8	市街地建築部 建築企画課	
		所有者・管理者のための建築物のアスベスト対策と事例紹介	令和3年4月	16	市街地建築部 建築企画課	
		経営規模等評価申請·総合評定値請求説明書	令和5年7月	116	市街地建築部 建設業課	
		建設業許可申請・変更の手引	令和5年9月	110	市街地建築部 建設業課	
		住宅瑕疵担保履行法に基づく届出の手引	令和6年3月	20	市街地建築部 建設業課	
建	ŧ	解体工事業者登録申請等の手引	令和5年6月	19	市街地建築部 建設業課	
		建築物の工事における試験及び検査制度	平成22年6月	4	市街地建築部 建築企画課	
		建築紛争の予防と調整のために	令和5年3月	5	市街地建築部 調整課	
関	1	東京都建設工事紛争審査会 一工事紛争処理手続の手引一	令和6年4月	24	市街地建築部 調整課	
連	Ē	都市計画法による開発許可制度のあらまし	平成27年3月	8	市街地整備部 区画整理課	
		建築物バリアフリーパンフレット	令和6年2月	8	市街地建築部 建築企画課	
		エレベーターの閉じ込め防止対策	平成24年9月	4	市街地建築部 建築企画課	
		エレベーターをより安全にご利用いただくために	平成25年10月	4	市街地建築部 建築企画課	
		安全・安心な天井のすすめ	令和3年4月	6	市街地建築部建築企画課	
		外壁や天井などの落下事故が多発しています!	令和5年4月	4	市街地建築部建築企画課	
基	地	東京の米軍基地2024	令和6年3月	336	基地対策部 基地対策担当	※HP上で公開

あ	秋留台地域の整備	91	か	仮使用	167
	アスベスト対策	53		環境軸	140
	新たな防火規制区域の指定促進	44		監視区域(土地取引の規制)	36
	有明北地区	93	き	既成市街地再整備土地区画整理事業	93
V \	一団地の官公庁施設	35		既存非住宅省エネ改修促進事業	156
	一団地の住宅施設	35		既存ビルのリノベーションによるまちづ	78
	一般延焼遮断帯	42		くり 北青山三丁目地区まちづくり	88
	違反建築物の取締り	167		九都県市首脳会議	28
う	運河	145		業務核都市の育成・整備	76
え	液状化対策(建築物における液状化対 策)	54		緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	48
	エネルギーの面的利用	63	<	区域区分	33
	エレベーターの安全性向上	53		空港アクセスの強化	132
	延焼遮断帯	42		暮らし・にぎわい再生事業	108
	沿道地区計画	34	け	景観基本軸	151
お	応急危険度判定員	58		景観計画	151
	大手町・丸の内・有楽町地区	70		景観形成特別地区	151
	大山中央地区	98		景観重要公共施設	152
	小笠原の都市づくり	80		下水道の整備	145
	屋外広告物	154		圈央道(首都圈中央連絡自動車道)	114
	汚水処理の広域化・共同化	146		建設業者の指導監督	171
カュ	外環道(東京外かく環状道路)	114		建設業の許可及び関係書類の閲覧	170
	街区再編まちづくり制度	103		建設工事従事者の安全及び健康の確保の 推進に関する法律に基づく東京都計画	171
	崖線の緑の保全	141		建設工事の請負契約に関する紛争の解決	171
	開発行為の許可	174		建設副産物対策	158
	開発審査会	174		建設リサイクルガイドライン	158
	河川	145		建設リサイクル推進計画	158
	鐘ヶ淵地区	97		建設リサイクル法	158
	上石神井駅周辺地区	100		建築安全条例	164
	上目黒一丁目地区	86		建築安全マネジメント計画	163
	亀戸・大島・小松川地区	96		建築行政	163

け	建築工事現場の危害防止	168	し	事業協力団体	19
	建築工事施工計画等の審査及び指導	167		事後届出制(土地取引の規制)	36
	建築士事務所の登録	172		事前協議制度(大規模建築物等の建築に 係る事前協議制度)	152
	建築士審査会	172		事前復興	56
	建築審査会	165		自転車活用の推進	126
	建築動態統計調査	168		自動運転技術	125
	建築物の構造木質化の拡大促進事業	156		品川駅・田町駅周辺地域	73
	建築物の省エネルギー対策の推進	169		渋谷駅周辺地域	72
	建築物バリアフリー条例	106		渋谷地区(都市再生ステップアップ・プロジェクト)	84
٢	豪雨対策アクションプラン	61		志茂地区	99
	公園まちづくり制度	139		舟運	126
	公開空地等のみどりづくり指針	140		十条地区	98
	航空政策基本方針	130		住宅瑕疵担保履行法に基づく届出	171
	工事期間中のにぎわい創出	78		住宅市街地基盤整備事業	108
	交通政策審議会の答申	117		住宅宿泊事業法の運用	169
	高度地区	33		住宅地区改良事業	45
	高度利用地区	67		重点整備地域	42
	骨格防災軸	42		縮尺1/2,500地形図	22
さ	災害に強い首都「東京」の形成に向けた 連絡会議	63		主要延焼遮断帯	42
	再開発等促進区を定める地区計画	67		準防火地域	33
	在日米軍との連携	181		浄化槽法による登録等	171
	坂浜平尾地区土地区画整理事業	83		上水道の整備	145
	先買い制度 (土地の先買い制度)	36		「シン・トセイ」の推進	22
	雑用水利用の促進	150		神宮外苑地区のまちづくり	88
	三環状道路	114		神宮前五丁目地区のまちづくり	90
L	GIS	22		震災復興グランドデザイン	56
	汐留西地区都有地活用プロジェクト	87		震災復興シンポジウム	57
	市街化区域	33		震災復興マニュアル	56
	市街化調整区域	33		新住宅市街地開発事業	80
	市街地再開発事業	95		新宿駅直近地区	95
			1		

L	神代公園	101	ち	地域地区	33
す	水源地域対策	150		地域福利増進事業の裁定等	108
	すべき区域	92		地域ルール	154
	スマート東京	109		地域冷暖房施設	157
	スムーズビズ	122		地区計画	34
せ	生産緑地地区	142		地区内残留地区	55
	整備地域	42		地区割当	55
	整備地域不燃化加速事業	45		地籍調査	35
	泉岳寺駅地区	96		中央環状線(首都高速中央環状線)	114
	先行まちづくりプロジェクト	86		中高層建築物の建築に係る紛争の予防と 調整	170
	線引き	33		駐車施設の附置	127
そ	総合設計	67		駐車対策の推進	127
	総合的な治水対策	60		長周期地震動対策(超高層建築物等にお ける長周期地震動対策)	55
	促進区域	194		調布基地跡地	90
	外濠浄化プロジェクト	147		調布3・4・7号線	100
た	耐震改修促進計画	47	つ	築地地区のまちづくり	90
	耐震化促進	50		津波避難施設整備事業	55
	耐震マーク表示制度	52	て	定期検査報告 (建築設備・昇降機に関す る定期検査報告)	168
	第四次事業化計画	113		定期調査・検査報告(建築物・防火設備 に関する定期調査・検査報告)	168
	高輪地区	101		天井等の落下防止対策	53
	宅地開発無電柱化推進事業	175	と	東京駅丸の内口周辺の景観整備	71
	宅地造成等規制法	173		TOKYO強靭化プロジェクト	64
	竹芝地区(都市再生ステップアップ・プ ロジェクト)	83		東京高速道路(KK線)	89
	立川基地跡地昭島地区	90		東京都政策連携団体	19
	多摩ニュータウン	80		東京都福祉のまちづくり条例	107
	多摩のまちづくり戦略	79		東京における都市計画道路の整備方針	113
	たまリバー50キロ	117		東京のしゃれた街並みづくり推進条例	103
ち	地域危険度	41		東京の土地	33
	地域公共交通ネットワーク	124		特殊地下壕の対策	58
	地域制緑地	142		特定街区	67

٤	特定行政庁	165	٤	都市づくりビジョン	28
	特定緊急輸送道路沿道建築物	48		都市の3Dデジタルマップ化	109
	特定建築者	95		都市復興訓練	56
	特定整備路線	43		土砂災害防止法	173
	特定整備路線の整備促進に資する移転先 整備事業	47		土地区画整理事業	92
	特定都市河川浸水被害対策法	62		と畜場	129
	特定都市再生緊急整備地域	77		土地利用基本計画	32
	特別用途地区	33		土地利用現況調査	33
	特別緑地保全地区	142		土地利用動向調査	32
	戸越公園駅周辺地区	99		特許事業	139
	都市開発諸制度	67		利根川・荒川水系の開発	149
	都市計画関係法令	193		利根川水系上下流交流事業	150
	都市計画区域	29		豊洲地区	93
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針(都市計画区域マスタープラン)	29		豊洲二・三丁目地区	76
	都市計画区域マスタープラン	29		豊洲・晴海地区	76
	都市計画公園・緑地の整備方針(改定)	137		虎ノ門地区	75
	都市計画審議会	25	な	中野駅周辺	75
	都市計画地理情報システム	22	に	西新宿地区	72
	都市計画と環境影響評価手続	200		日産自動車村山工場跡地	91
	都市計画の決定手続	198	の	農の風景育成地区	142
	都市計画の種類及び決定区分一覧表	196	は	パーソントリップ調査	123
	都市高速道路晴海線	115		八王子旭町・明神町地区	91
	都市再開発の方針	30		花畑北部地区	93
	都市再生緊急整備地域	77		羽田空港の機能強化と国際化	130
	都市再生ステップアップ・プロジェクト	83		羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり 推進	132
	都市再生整備計画事業	107		浜松町・竹芝地区	75
	都市再生総合整備事業	107		原町・洗足地区	99
	都市再生特別地区	77		バリアフリー法	105
	都市施設整備再開発事業	96		晴海五丁目西地区	101
	都市づくりのグランドデザイン	25		晴海四・五丁目地区	93

ひ	BRT	121	ほ	防潮施設	145
	日影による中高層建築物の高さの制限の 許可	166		墓園 (霊園)	138
	東池袋地区	97		ホームドア	107
	被災宅地危険度判定制度	58		歩行者中心の道路空間の活用	126
	ビジネスジェット	130	ま	まちづくり月間	20
	避難道路の指定	55		街なみ環境整備事業	47
	避難場所の指定	55		街並み景観重点地区	104
Š	風致地区	142		街並み景観づくり制度	104
	附属機関	19		街並み再生地区	103
	府中基地跡地	90		街並み再生方針	103
	物資流動調査	123		街並みデザイナー	104
	不燃化特区制度	43	み	瑞江駅・篠崎駅周辺地区	94
	不燃領域率	43		水資源開発基本計画	149
	踏切対策基本方針	121		水資源の開発	148
	フルプラン	149		水の日及び水の週間	150
	プロジェクションマッピング	154		緑確保の総合的な方針	140
	ブロック塀等の安全対策の促進	52		南大沢地区	109
^	米軍基地問題への対応	179		宮下町アパート跡地	84
ほ	防火規制	44		民設公園制度	139
	防火地域	33	む	無電柱化加速化戦略	63
	防災街区整備事業	46	め	目黒本町地区	98
	防災街区整備地区計画	34	ŧ	木造住宅密集地域整備事業	45
	防災街区整備方針	31	Þ	木造住宅密集地域等の改善	41
	防災関連市街地再開発事業	95		木密地域	41
	防災公共施設	31		木密地域不燃化10年プロジェクト	43
	防災再開発促進地区	31		盛土規制法	173
	防災生活圏	42		八重洲	71
	防災生活道路	45		八ッ場ダム	149
	防災都市づくり推進計画	42	ゆ	有楽町地区のまちづくり	89
	防災密集地域総合整備事業	44		優良住宅の認定	172

索 引

ょ	用途地域	33
	横田基地の軍民共用化の推進	182
	横田空域の返還	133
ŋ	流域別下水道整備総合計画	145
	流通業務団地	128
	臨海部開発土地区画整理事業	76
	臨海副都心	76
れ	歴史的建造物の保存等による景観形成	153
	連鎖型再開発	70
	連続立体交差事業	122
ろ	六町地区	94

令和6年9月発行

登録番号(6)8

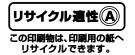
令 和 6 年 版 事 業 概 要

編集·発行 東京都都市整備局総務部企画技術課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5388)3268

印 刷 シンソー印刷株式会社





電力を へらす つくる ためる

TokyoTokyo